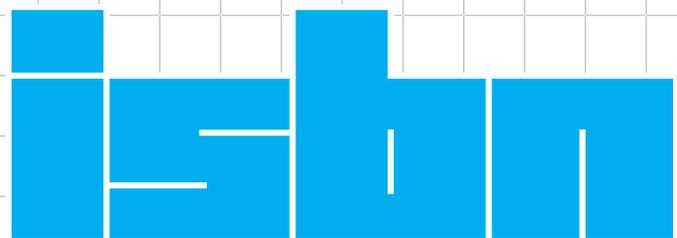


ISBNコード／ 日本図書コード／ 書籍JANコード 利用の手引き

2010年版 (2010年7月)

ホームページ版(2019年1月改訂版)

ISBN978-4-949999-15-1



JPO 日本出版インフラセンター
日本図書コード管理センター
Japan ISBN Agency

はじめに（ホームページ版）

日本の出版界が書籍の国際標準識別子として ISBN（International Standard Book Number）を導入してから 34 年が過ぎました。この間、出版業界を取り巻く環境は大きく変化していますが、我が国における商業出版物のほぼ 100%に ISBN が付番されていることから、このコードが書籍流通になくってはならない重要な手段であることは、ご承知の通りだと存じます。また、ISBN は国際基準です（ISO2108）。登録出版者は国際本部で定められたルールに沿って運用しなくてはなりません。そのために運用上の様々な決まりがあります。

日本図書コード管理センターは、国際本部（ISBN International Agency）より我が国唯一の運営機関としてその業務を独占的に委嘱されおり、国際規約のほか、日本独自のルール等の管理運営を行っています。『ISBNコード/日本図書コード/書籍 JANコード 利用の手引き 2010年版』（書籍版 ISBN978-4-949999-12-0）はその運用上のルールを明文化した最新のガイドですが、このたび、ホームページ版を作成いたしました。この『ISBNコード/日本図書コード/書籍 JANコード 利用の手引き 2010年版 ホームページ版』は現行の書籍版手引きに「電子書籍への ISBN の適用」（補追資料）を増補し、「届出書式」を割愛したものです。

従来、この手引きは、すでに出版者記号を取得された出版者に限って頒布していましたが、このたびホームページ版を発行するに当たり、すべての方に公開することといたしました。出版に関わる方々に広く ISBN の持つ意味合いを知っていただくことを願ってやみません。

ISBN に関わる公式の情報は当センターのみが発信しています。誤った情報で出版者や流通業者、読者の皆様に迷惑をかけないように、当センターをご活用ください。

読者と出版界にとって ISBN が価値のある識別コードとして役割を果たすため、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2015 年 6 月

日本図書コード管理センター 管理委員長 下中 直人
同 センター長 大沼 伸一

はじめに

書籍出版流通と ISBN コード

書籍出版物に ISBN コードを表記しようとする出版者は、日本図書コード管理センターに「ISBN 出版者記号」を登録します。出版者記号の発行を受けた出版者は、自らの名で発行する個別の書籍に対して、自らの責任と管理の下に、書名ごとに固有の ISBN コードを付与して表記します。

また、書籍を出版流通で販売しようとする場合は、ISBN コードを含む日本図書コードに加えて書籍 JAN コードを表記することが一般的です。書籍 JAN コードは、日本図書コードを 2 段のバーコードシンボルで表現するもので、書店の POS レジをはじめ、出版流通における効率的な情報処理のために広く利用されています。いまや、市販する書籍には不可欠のバーコードとなっています。

ただし、これらのコードを表記すれば、その書籍が無条件で書籍販売ルートに流通するわけではありません。ISBN は書籍流通上必要とされますが、取引を保証するコードではありません。市場での取引については、出版者自身が流通・販売事業者と個別に契約をしなければなりません。

では、各コードの概要を図によって説明しますので、本書を読む参考にしてください。

書籍関係のコード表現

| 付与対象物 | コード体系と表記例 (コードはあくまで表記例。サイズも原寸大ではない。) | 光学式機械 読み取り 可/不可 | 表記箇所 | 表記の要/不要 |
|--------------------|--|-----------------------|------------------------------------|----------------------|
| ISBN の付与対象とする出版物のみ | ISBN コード (国際標準図書番号) 例 ISBN978-4-949999-12-0 | 不可 | 奥付 | 非売品等の書籍はこの表記のみで可 |
| | 日本図書コード (ISBN コードに分類と価格表記を付加した日本独自のもの) 例 ISBN978-4-949999-12-0 C3000 ¥2000E | 不可 | 表 4 注文スリップ | 一般市販する書籍には原則両方の表記が必要 |
| | 書籍 JAN コード (日本図書コードを JAN コード体系に組み入れたもの) 例  9784949999120  1923000020009 | 可 | 表 4 (2 段とも) 注文スリップ (上段のみ) | |

〈参考〉 ISBN の付与対象とならない物には一般消費財向けの JAN コードが使用されます。

| | | | |
|-------|--|---|--|
| 一般消費財 | JAN コード (世界共通の商品コード) 例  4 569951 116179 | 可 | 一般消費材が対象 *詳細は、(財)流通システム開発センター にお問い合わせください。 |
|-------|--|---|--|

ISBNコード／日本図書コード／書籍JANコード利用の手引き＊目次

はじめに（ホームページ版）

はじめに 1

書籍出版流通とISBNコード

ISBNの概要 4

| | |
|------------------------|---|
| ISBN のなりたちと日本への導入 | 4 |
| ISBN と日本図書コード | 4 |
| ISBN コードの意義と利便性 | 4 |
| ISBN コードの付与と運用 | 5 |
| 日本国内における唯一のISBNの運用管理機関 | 5 |

第一部 ISBNの基本ルール 6

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. ISBNを付与できる出版物 | 6 |
| ISBNの付与対象となる出版物の形態 | |
| ISBNの付与対象とならない物 | |
| Web上のデジタルコンテンツ（電子書籍など）に対するISBN付与の基準 | |
| 2. ISBN出版者記号の登録 | 8 |
| 3. 書籍JANコードの役割 | 8 |

第二部 日本図書コード各ブロックの構成要素 9

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 日本図書コードの仕組みと構成 | 9 |
| 前半部分＝ISBN（国際標準図書番号） | |
| 後半部分＝分類記号・価格コード | |
| 2. 日本図書コード「前半」各ブロックの構成要素 | 9 |
| 3. 日本図書コード「後半」各ブロックの構成要素 | 10 |

第三部 ISBN／日本図書コードの作り方とルール 11

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. ISBN（国際標準図書番号）のルール | 11 |
| ①「国記号」に関するルール | |
| 輸出図書と輸入図書に関する「国記号」の使い方 | |
| ②「出版者記号」に関するルール | |
| ③「書名記号」に関するルール | |
| ④「チェック数字」に関するルール（チェック数字の計算例） | |
| 2. 日本図書コード後半部分（分類記号・価格コード・エンドマーク）のルール | 15 |
| ①「分類記号」に関するルール | |
| ②「価格コード」に関するルール | |
| 3. 書籍JANコード（バーコードシンボル）のルール | 16 |

第四部 ISBNコード／日本図書コードを書籍出版物へ表記する 18

1. 表記の位置 18
2. 表記・印刷のサイズおよび表記位置の規格 19
3. 雑誌扱いコミックスとムックのコードの表記 22
4. 書籍出版物本体に表記する消費者（読者）向けの価格表示について 24

第五部 ISBNコード付与と表記に関する出版者の責任 25

1. 出版者による ISBN コード／日本図書コードの運用と管理責任 25
2. 万が一、誤ったコードの発行や表記を発見した場合の対処 26
3. 書誌情報データベースへの登録と情報公開 26
 - 国立国会図書館への「納本制度」と情報公開
 - 『JPRO 出版情報登録センター』への登録と情報公開
4. 自社出版物の広告・宣伝物・図書目録などへの ISBN コードの記載 27

第六部 登録申請ほか各種手続きと費用について 28

1. ISBN 出版者記号の登録と申請手続き 28
 - 新規登録申請の手順と費用
 - 追加記号申請の手順と費用
2. 書籍 JAN コードの登録と申請手続き 30
 - 新規登録の申請手続きと更新手続きについて
3. 日本図書コード管理センターの頒布物のご案内 30
4. 出版者が行う諸手続き 31

第七部 ISBNの組織と運営 32

電子書籍へのISBNの適用 34

分類記号一覧表 42

ISBN国記号一覧(アルファベット順) 51

資料集 53

あとがき 59

ISBNの概要

ISBN のなりたちと日本への導入

ISBN の標準化は、元来ヨーロッパの出版界で、書籍の注文や在庫管理をコンピュータ処理するために、業者間で共通なコード番号の必要性が提唱されたことに端を発します。それは、1967 年イギリス出版協会が開発、完成した SBN（標準図書番号）を原型として、1970 年に ISO（国際標準化機構）規格として承認されて世界各国・各地域への普及が始まりました。

日本では、1960 年代後半、流通合理化のためのコンピュータ導入が取次会社から始まり、書籍にコード番号を付与する必要から、ISBN に先行して国内の業界標準である「書籍コード」が実施されていました。

日本の出版界は 1976 年に開催された国際出版連合（IPA）京都大会において ISBN の存在を知るところとなりました。その後、業界内での研究・協議を重ね、1980 年、社団法人日本書籍出版協会・社団法人日本雑誌協会・社団法人日本出版取次協会・日本書店商業組合連合会・国立国会図書館・社団法人日本図書館協会の 6 団体と学識経験者による「日本図書コード管理委員会」が発足し、従来の「書籍コード」から ISBN への移行が決定され、1981 年 1 月から実施されました。

同委員会は 1991 年「日本図書コード管理センター」と改称、2002 年に「有限責任中間法人日本出版インフラセンター」（当時）に統合され、法人化しました。その後、日本出版インフラセンターは一般社団法人となりました。現在、日本における ISBN と日本図書コードの管理・運営は上記の 6 団体と学識経験者で構成する管理委員会が行っています。

ISBN と日本図書コード

書籍の裏表紙や奥付ページに「ISBN978-4-……」から始まる文字列が印刷されていますが、これが ISBN コードです。ISBN（国際標準図書番号：International Standard Book Number）は、固有の書籍出版物を発行形態別、1 書名ごとに識別するユニークなコードとして、今では世界中ほとんどの国で発行される書籍に表記されています。書誌情報（どこの国の、何という名称の出版者が発行する、何という書名の書籍か）を特定して書籍の取引や図書目録の編纂に活用されています。（43 ページ「ISBN 国記号一覧」を参照）

日本の出版界では、国際標準 ISBN に、日本独自の国内基準である図書分類記号と価格コードを付加して、「日本図書コード」として標準化しています。

ISBN コードの意義と利便性

ISBN は、書籍出版物の書誌を特定する 13 桁からなるコード番号によってあらわします。例えば、この本に表記されている「ISBN978-4-949999-13-7」という番号は、「日本図書コード管理センター」という出版者が発行する「ISBN コード／日本図書コード／書籍 JAN コード利用の手引き 2010 年版ホームページ版」という固有の書名と発行形態をもつ書籍を識別する ISBN コードです。国内だけでなく、世界中どこを探しても、この書籍のほ

かに、同じ ISBN コードを表記する書籍はありません。また、あってはならないのです。

すなわち、一度でも使用した ISBN コードは、その本が絶版になった後も永久欠番とすることが基本的なルールです。さらに、この固有の書籍に異なる複数の ISBN コードが同時に付与されることもありません。

このルールを守ることによって、出版者と流通関係者は“固有の書籍”についての情報を共有して読者の需要に迅速、的確に応えることができます。図書館では、蔵書的情報を利用者に正しく提供するとともに未来に引継ぐことができます。

ISBN は、法令等で定められてはいません。いうならば世界の出版界全体で共有して、共に守る“社会標準”なのです。発行する書籍出版物に必ず付けなくてはならないという法的な拘束力や義務もありません。しかし、発行した本を一人でも多くの人々に読んでもらうためには、その書籍の情報を広く知らせることが必要です。ISBN は、速やかで効率的な書誌情報伝達のための重要な記号として機能します。

日本における ISBN の導入に際しては、前記した出版関係 6 団体と学識経験者からなる委員会が、ISBN 国際基準に準拠して日本国内での ISBN 運用のルールを策定しました。そして、現在も ISBN がその機能を十分に発揮できるように、ルールやガイドラインにかかわる協議と啓蒙活動を公正、公平の観点から続けています。

多様化する出版流通を背景に、ISBN コードの役割はますます重要性を増しています。コード付与の出発点である出版者の方々には、自らもかかわりを持って取り決めたルールやガイドラインを自身から乱すことなく、ISBN が その機能と利便性を十分に発揮できるようご協力ください。また、ISBN の維持のために委員会では、全登録出版者に対して ISBN 国際本部運営資金支出のご協力をお願いしております。ISBN が、登録出版者相互の協力と負担によって支えられていることもご理解ください。

ISBN コードの付与と運用

現在「日本図書コード管理センター」は、新刊書籍を発行するごとに“1 書名”単位の ISBN コードを発行するのではなく、発行者ごとに“出版者記号”もしくは“シングルコード”を登録して、個別に発行する書籍には出版者自身がその都度 ISBN コードを付与する、という役割分担の方式をとっています。出版活動は自由闊達であるべきだという日本図書コード管理委員会（当時）の見識でありました。それは同時に、固有の書籍に対する ISBN コードの付与と表記の責任は、それぞれの登録出版者が負うことを意味します。

ISBN コードの誤った付与や表示は、流通に大きな混乱をもたらし、取引先や第三者だけでなく、出版者自身にも大きな負担を強いることとなります。また、場合によっては、ISBN の基本理念をも揺るがし、ISBN システムの崩壊をも招きかねません。正しい使い方をしていただくことは、ISBN 出版者記号を登録する出版者にとって義務であり責任です。また、正しい使い方がもたらす利便性には計り知れないものがあります。

日本国内における唯一の ISBN の運用管理機関

ISBN は国際規格です。ISBN 国際機関（本部ロンドン）との契約に基づいて、「日本図書コード管理センター」が日本国内における ISBN の運用管理を独占的に委任されています。

したがって、日本図書コード管理センター以外からの運用上の通知、情報については一切無視するようにしてください。その際は、必ず日本図書コード管理センターにご照会ください。ISBN の誤った使用について、流通業者がこう言ったからとか、他の出版者がこうしているから、ということは通用しません。

第一部 ISBNの基本ルール

1. ISBNコードを付与できる出版物

ISBNは法令によって規定されているものではありませんが、どんな物や商材にでもISBNコードを付けてよいわけではありません。

昨今の、メディアや流通の多様化と複合化にともなって、ISBNの付与対象となる出版物とそうでない物を選別することが難しくなっているのではないのでしょうか。そこで、ISBN国際基準（ISBN Users' Manual International Edition）に基づいて、以下の通りISBNの付与対象出版物および付与対象外となる物の最新のガイドラインを示します。

ISBNの付与対象となる出版物の形態

- ・印刷・製本された書籍及び小冊子（雑誌、新聞、定期刊行物、ISSNの対象となる逐次刊行物を除く）
- ・雑誌扱いで配本されるコミックスとムック
 - 書籍出版物と同様に長期間にわたる流通（注文・送品・返品）に対応する必要があるため、ISBNが必須となる。
- ・点字出版物
- ・マイクロフィルム出版物
- ・電子書籍・eブック及び書籍をそのままデジタル化した出版物
 - 資料集「Web上のデジタルコンテンツ（電子書籍など）に対するISBN付与の基準」参照。
- ・学校教育を目的とする映像を記録したフィルム／ビデオ／スライド／DVD／その他書き換え不可のメディア
- ・学校教育を目的とするソフトウェア
- ・カセットテープ／CD／DVDオーディオ等、朗読音声などを収録するオーディオブック
- ・地図（1枚ものの印刷物であっても、ISBN国際基準でISBN付与対象出版物とされる。）
- ・主な構成物がテキスト・イラスト等の書籍印刷物である複合メディア出版物
 - 書籍出版物を本体として、その内容を補完するためにCD・DVD、ソフトウェア、その他関連製品が付録として複合的に組み込まれている出版物。

ISBNの付与対象とならない物 —ISBN以外の識別コードで対応してください。

- ・雑誌、新聞、定期刊行物、ISSN*^{注1}の対象となる逐次刊行物等
 - 雑誌等の定期刊行物は、定期刊行物コード（雑誌）*^{注2}付与の対象とされます。
- ・宣伝・広告物など短期的に利用される印刷物
- ・手帳・日記帳・カレンダー（頒布期間の短い印刷物）
 - 手帳・日記類については、その形態、ならびに構成内容の大半を占めるページがテキスト・イラストレーションなどによって書籍に準ずる内容で構成される出版物が、現実に書籍扱いで市場に流通している。これらについてはISBN付与の対象外としない。
- ・楽譜印刷物
 - 純然たる楽譜のみの印刷物はISBNの付与対象とならない。

・扉も本文もない1枚もののアートプリント複製物・ポスター類

絵画・版画・写真などのポスター印刷物

1枚ものの楽譜・カード・絵葉書・グリーティングカード類の印刷物／カルタ・トランプ類

・音声を記録したCD／テープ／DVD／各種データメディア

・映像を記録したDVD／ビデオ／フィルム／各種データメディアで学校教育目的以外のもの

・ゲーム

・学校教育目的以外のソフトウェア

・個人的文書（例：電子履歴書、個人情報など）

・電子掲示板・Webサイト・ブログ・電子メール・その他の電子通信文

* **注1** ISSN (International Standard Serial Number: 国際標準逐次刊行物番号) は、逐次刊行物 (雑誌、新聞、年鑑等、終期を予定せず同一タイトルで刊行され続ける出版物) の識別のために付与される国際的なコード番号です。ISSN は、タイトル・媒体に対応して付与され、巻や号が異なってもタイトルや媒体が変わらない限りは同一番号となります。また、ISBN を表示しつつ、ISSN も重ねて表示する刊行物もあります。この場合、ISBN は各巻ごとに異なりますが、ISSN は全巻を通じて同一です。

ISSN を管理する国際的な組織を ISSN ネットワークといい、国立国会図書館は日本の唯一の法定納本図書館として網羅的に国内の逐次刊行物を収集する立場から、ISSN 日本センター (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>) としての活動を行っています。

* **注2** 「雑誌コード」は、流通上で雑誌情報や販売管理をするために使われる識別コードです。一般的には最初の5桁の数字を誌名コード、「- (ハイフン)」で区切った後の数字を発行月等として運用します。日本出版インフラセンターに属する雑誌コード管理センターによって管理され、申請の窓口業務は株式会社トーハン (問合先は本書第四部3に記載) に委託されています。

「定期刊行物コード (雑誌)」は、雑誌コード、号数、年号、本体価格等で構成されるコードをいい、勸流通システム開発センターが管理する雑誌識別コードです。

Web上のデジタルコンテンツ (電子書籍など) に対する ISBN 付与の基準

2005年5月、ISBN 国際年次総会の決定を受け、日本図書コード管理センターマネジメント委員会は、Web上のデジタルコンテンツに対する ISBN 付与基準を公表しました。

[Web上のデジタルコンテンツに対する ISBN 付与の基準 (要旨)]

- ① Web上で提供される電子書籍・eブック (編集・記録された内容が、利用者によって改編・更新が不可能である発行物) に対しても ISBN コードを付与することができる。ただし、Webマガジンを含む雑誌は除く。
- ② すでに、発行されている書籍出版物を、電子書籍・eブックの形態で発行する場合でも、オリジナルの書籍出版物とは異なる新たな ISBN コードを付与する。また、電子書籍はファイルフォーマットごとに異なる ISBN コードを付与する。
- ③ 電子書籍に付与する ISBN コードは、原則としてタイトルページまたはトップページに目視可能な大きさで表示する。

*本文の全文を資料集 (54 ページ) に掲載しておりますので、ご参照ください。

2. ISBN出版者記号等の登録

日本国内で発行する書籍出版物にISBNを付与・表記する出版者は、所定の手続きにしたがって、日本図書コード管理センターに「出版者記号」または「シングルコード」の登録をしてください。

出版者記号の発行を受けた出版者は、本書のルールに従って固有の書籍出版物ごとにユニークなISBNコードを作成して、発行する書籍出版物に付与してください。市販する場合には、さらに日本国内で流通させるためのコード（分類記号・価格コード）を加えて「日本図書コード」として完成して、「書籍JANコード」とともに書籍本体の規定の位置に表記・印刷して発行してください。出版者記号の意味については第二部の2、ルールについては第三部の1以下で、申請手続きについては第六部の1で説明します。

3. 書籍JANコードの役割

書籍JANコードは、「日本図書コード」の文字情報を2段のバーコードシンボルで表現したものです。書籍出版物を市場で流通・販売する場合は、書籍JANコードを表記・印刷することが不可欠とされています。書籍JANコードを表記する場合は、必ず、「流通システム開発センター」に申請をして使用するための正規の手続きを行ってください。ルールと作成方法については第三部の3で、申請手続き（新規登録と更新申請）については第六部の2で説明します。

- (1) JAN (Japanese Article Number) コードは、国際標準の商品コードであり、わが国の共通商品コードとして流通情報システムの重要な基盤となっています。JANコードはバーコード（JANシンボル）として商品などに表示され、POSシステム、受発注システム、棚卸し、在庫管理システムなどに利用されており、さらに利用分野の拡大がみられます。
- (2) 書籍JANコードは、一般消費財に使われるJANコードと同様、流通に対応するために日本図書コードの文字表現をバーシンボル（JANシンボル）で表示するために使います。これは書籍出版物用のみに使用するJANコードで、一般消費財に使われるJANコードとはコード体系が異なります。1990年3月に日本国内のJANコードを付番・管理する「流通システム開発センター」と書籍業界が合意して制定されました。
- (3) 現在、出版市場で流通・販売される書籍出版物への書籍JANコードによるバーコード表示率は、新刊ではほぼ100%に達しており、取次会社と書店などの流通においては表記することが必須となってきています。取次会社では、新刊の送品や注文品処理、返品処理の際に自動読み取りしており、物流のスピードアップとコスト削減に貢献しています。書店では、POSシステム、返品処理、棚卸し業務等に活用され、書店の単品在庫情報管理に威力を発揮しています。

第二部 日本図書コード各ブロックの構成要素

1. 日本図書コードの仕組みと構成

日本図書コードの仕組みを6桁の出版者記号を例にして説明します。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|-----------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---|----------------|----------------|--------|---|
| ISBN978 | — | 4 | — | N ₁ | N ₂ | N ₃ | N ₄ | N ₅ | N ₆ | — | M ₁ | M ₂ | — | Q |
| 接頭記号 | | 国記号 | | 出版者記号 | | | | | | | 書名記号 | | チェック数字 | |
| C3000 | | ¥2000E | | | | | | | | | | | | |
| 分類記号 | | 価格コード (税抜価格) | | | | | | | | | | | | |

日本図書コードを文字コードで表現すると上記の構成になります。

ISBN978 から始まる前半（上段）は『ISBNコード（国際標準図書番号）』です。

C から始まり E で終わる後半（下段）は、「図書分類」と「税抜き本体価格」を表す日本図書コード独自の規格です。

* 「E」は、日本図書コードはここまでという、終点を示す「End」の頭文字。

2. 日本図書コード「前半」各ブロックの構成要素

- ① 「接頭記号 978」は、国際標準コードの要素として GS1（ジーエス・ワン：現在、100以上の国・地域が加盟する世界の流通標準化機関）と国際 ISBN 機関とが契約をして、ISBN に付与されている「BOOKS（図書）」を定義する接頭記号です。
- ② 「国記号」は、ISBN システムに加盟する国もしくは地理的地域または言語的地域を識別する要素です。「4」は、日本を表し、日本国内で発行される書籍に付与される記号です。
- ③ 「出版者記号」は、ISBN 加盟国もしくは地域内において特定の出版者を識別する要素です。たとえば、978-4-[949999] は、日本の出版者「日本図書コード管理センター」を特定します。登録された出版者記号と出版者名は、その出版者情報（住所・電話番号等）とともに国際 ISBN 機関に登録します。同時に日本図書コード管理センターのホームページでも公開します。
- ④ 「書名記号」は、登録出版者が発行する固有の書籍出版物を識別する要素です。登録出版者の責任において固有の書籍ごとに付与される記号です。
- ⑤ 「チェック数字（チェックデジット）」は、コード数列の誤りを検出し、捏造を防止するために一定のアルゴリズム（演算法）に従って付加される重要な数値です。

3. 日本図書コード「後半」各ブロックの構成要素

日本図書コードの後半に付加される分類記号と価格コードは、日本独自の規格です。「前半」と「後半」をあわせて『日本図書コード』と定義しています。日本の出版界では一般的にこれを ISBN コードと呼んでいます。

- ① 「分類記号」は、「C」に続けて4桁であらわす書籍出版物の分類基準です。販売管理や書店が陳列場所を決める際のガイドラインとして使われます。
- ② 「価格コード」は、出版者が指定するそれぞれの書籍出版物の小売価格を表し、税抜き価格（本体価格）を表記します（バーコードを作製する場合は5桁で表記）。書店などの店頭では、この税抜き価格に税額を加算して顧客に販売します。

〔本体価格を表記する理由〕

- ・ 税率改定の都度、印刷しなおすのはたいへんである。
- ・ 出版業界の取引は本体価格である。
- ・ 本体価格を読み取って税率をかける書店などでのレジシステムに対応。

*詳細は、第四部の4および資料集（55ページ）を参照してください。

第三部 ISBN／日本図書コードの作り方とルール

1. ISBN(国際標準図書番号)のルール

最初に説明する①国記号と②出版者記号までは、ISBN 出版者記号登録の際、日本図書コード管理センターが出版者に発行する記号で、予め固定されていますので、出版者は記号・数列を自由に変更することができないブロックです。

当センターは、出版者記号の登録に際して下記の文書を登録者宛にお知らせします。

ISBN出版者記号のお知らせ

あなたの第1次ISBN出版者記号を XXXXXX に決定しました。

したがってあなたの発行する書籍のISBN番号は

| | | | | | | |
|------------|---|---------------|---|------|---|--------|
| 9 7 8 - 4 | - | XXXXXX | - | □□ | - | □ |
| 日本の 国記号 | | あなたの 出版者記号 | | 書名記号 | | チェック数字 |

③書名記号、④チェック数字は、出版者の責任において、ルールに従って記号・数列を作成して固有の書籍ごとに付与するブロックです。

① 「国記号」に関するルール

日本国内で発行される書籍には「4」の国記号が付与されます。

「国記号」は、出版者が当該書籍を現に発行する国、もしくは地理的地域または言語的地域を表す記号です。

出版者から委託されて、編集・制作業務や書籍の印刷・製本などの製造にかかわる業務を行う国や地域、あるいは流通や販売を行う国や地域を表す記号ではありません。

[輸出図書と輸入図書に関する「国記号」の使い方]

ISBN コードは、固有の書籍出版物を識別する世界共通のコードです。

- ◆ 日本国内で発行した「4」の国記号を含む ISBN コードを付与する書籍出版物は、「4」の国記号のまま輸出します。
- ◆ ISBN 加盟国からの輸入書籍の扱いについて
 - ・ 輸入された書籍を原書の発行形態のまま、日本国内で販売する場合は、輸入書籍出版物本体に表記されている ISBN コードを書き換えることはできません。原書に表記されている ISBN コードのまま扱ってください。
 - ・ 発行元出版者との契約に基づいて、輸入書籍を日本向けにリプリントして日本国内で発行する国内の出版者は、当該書籍出版物に自ら登録済みの ISBN 出版者記号を使用して、ISBN コードを付与することができます。ただし、ISBN 国際基準に照らしてリプリント方法や手続きが適合するかどうかを判断しますので、事前に、必ず当センターまでお問い合わせください。その際、関係書類の提出を求める場合があります。

② 「出版者記号」に関するルール

(1) 出版者記号は、日本国内において書籍出版物を発行する者であれば、個人・法人を問わず登録申請をすることができます。日本図書コード管理センターが登録を受け付ける出版者の範囲と基準は以下の通りです。

- ◆ 自ら書籍出版物を発行・頒布する者であること。個人・法人を問いません。発行者から、単に編集・デザインや制作を受託する者、印刷や製本などを受託する者、発売・販売・流通のみを受託する者などが「ISBN 出版者記号」の登録申請をすることはできません。一部業務受託者による代理申請も受け付けません。
- ◆ 日本国内で発行する書籍出版物に ISBN コードを付与する発行者に限ります。
- ◆ 発行者は、日本国内に、出版業務を行うための事業所、事務所、発行場所を置いていなければなりません。
- ◆ 出版者名称、出版者が書籍発行業務を行う事務所・事業所の住所、同固定電話番号と ISBN 管理担当者などを届け出て登録していただきます。これらは、書籍出版物本体の表紙・カバー・奥付・扉などに表記する発行者名、出版者情報と一致していなくてはなりません。ISBN 出版者記号は出版者情報とともに当センターのホームページなどに公開します。また、ISBN 国際本部機関にも登録されます。

(2) 出版者記号は流通上及び書誌管理上、特定の出版者名称と密接なつながりを持ち、取引情報や書誌情報の信頼性を保持するために重要な要素として扱われます。

- ◆ 書籍出版物に表記する ISBN コードは、当該書籍に発行者（所）として表記する出版者の出版者記号を使って作成してください。
- ◆ 「出版者名称」は、法人名、個人名、あるいは屋号での登録を妨げませんが、公開情報となります。
- ◆ すでに当センターに ISBN 出版者記号を登録済みの出版者と同一の「出版者名称」を使用しての登録は、避けていただいております。
- ◆ 出版者記号を貸与または譲渡することはできません。

(3) 同一の出版者が、同時に使用するために複数の出版者記号を登録することはできません。

現在使用中の出版者記号の書名記号付与可能枠が満数になるときは、新たな出版者記号（追加記号）の登録を申請してください。追加記号申請の手順については第六部の 1 で説明しますのでご参照ください。

(4) 発行者と発売者が異なる場合は、発行者が ISBN コードを付与して表記します。

- * 流通上の都合で、「発行者が ISBN コードを付与することが不適當で、発売者の出版者記号による ISBN コード付与をしなくてはならない事情」が発生したときは、日本図書コード管理センターまでご連絡ください。

(5) 複数の出版者が共同して発行する書籍出版物に付与する ISBN コードは、共同出版者中で、流通責任のある出版者が付与します。共同出版者の各々が、当該書籍に付与する ISBN コードをその奥付ページに並記することは可能です。

ただし、書籍出版物外側に表記する 2 段バーコード（書籍 JAN コード）を伴う ISBN コードは流通責任出版者の 1 コードのみとします。

(6) 出版事業の廃止又は停止、その他の事情により登録中の「出版者記号」を使用しなくなるときは、必ず当センターまでご連絡ください。手続きの方法についてご案内をいたします。

(7) 出版者名称は出版者記号と密接にリンクする登録内容の中で最も重要な項目です。

出版者名称の変更は、ISBN コード登録内容変更届を提出するだけでは手続きできません。

出版者名称の変更に関しては、日本図書コード管理センターに必ず連絡をして、登録する出版者名称を変更するケースか、又は出版者記号の新規登録が必要なケースに当たるのかについてご相談ください。登録する出版者名称を変更する場合は、手続きの方法についてもご説明します。

「出版者名称」を変更するケースは、法人名で登録する出版者が「法人の商号変更登記」をしたとき、あるいは「法人の合併、法人グループ企業の統合・分割に伴う商号変更登記」などを行い、出版者名称と法人名との同一性を保持する必要がある、さらに、流通・取引上の関係において出版者記号を継続すべき要請があり、かつ、それらの証明がなされる場合などが該当します。

③ 「書名記号」に関するルール

出版者記号を登録する出版者が責任を持って管理して、固有の書籍出版物に付与するコード番号です。出版者記号 7 桁の場合、書名記号は 0 番から 9 番までの 10 書名、出版者記号 6 桁の場合は 00 番から 99 番までの 100 書名分の付与が可能です。

(1) 世界中の出版者が使っている ISBN は限りのあるコード番号です。割り当て可能な枠内の番号をもれなく、できる限り順番に使用してください。コードは出版者自身が台帳で責任を持って管理して、誤ったコードを表記しないよう十分にご注意ください。また、書名記号に意味づけして使った結果、使用できる番号の量を減らすことは避けてください。

(2) ISBN コードを付与できる出版物と付与できない物については、第一部の 1 を確認して、間違いないように使用してください。

(3) 発行済の書籍出版物に一度でも付与したことがある ISBN コードは、たとえその書籍が絶版扱いとなったとしても、あるいは未来永劫に増刷・重版をする予定がない場合でも、新たに発行する別個の書籍出版物に対して重複して付与することはできません。

(4) ISBN コード（書名記号）を変更しなければならない場合

- ◆ 書籍出版物の内容の一部もしくは複数箇所に重要な変更が加えられた改訂版に対しては、新しい ISBN コードを付与します。
- ◆ 書名（タイトル）が変更された場合も、新しい ISBN コードを付与します。
- ◆ これらの場合、改訂又は書名変更したことについて、改訂版であることの記載又は変更した書名を書籍出版物のすべての書名表記箇所（表紙、カバー、扉、奥付等）に明記するとともに、改訂又は書名変更したことについて記載する必要があります。

(5) ISBN コード（書名記号）を変更しない場合

- ◆ 増刷・重版やカバーデザインのみを変更する場合は ISBN コードは変えません。
- ◆ 本文中の誤植や誤字・脱字の訂正などにとどまる増刷・重版をする場合も ISBN コードの変更はしません。
- ◆ 価格（本体価格）改定の場合も、日本図書コードの価格コードを変更するだけで、ISBN コードは変更しません。ただし、価格情報を含む書籍 JAN コードを併記している場合は、価格部分を変更した新たなバーコードを作製して表記します。
- ◆ 同一の書籍出版物を販売品と非売品の両方の方法で頒布する場合、その頒布方法の違いによって ISBN コードを変更することはありません。販売品には価格コードなどが表記され、非売品には価格コードを表記しないという違いだけです。

(6) 同一の書籍出版物を複数の流通経路や複数の取引条件によって流通頒布するに際し

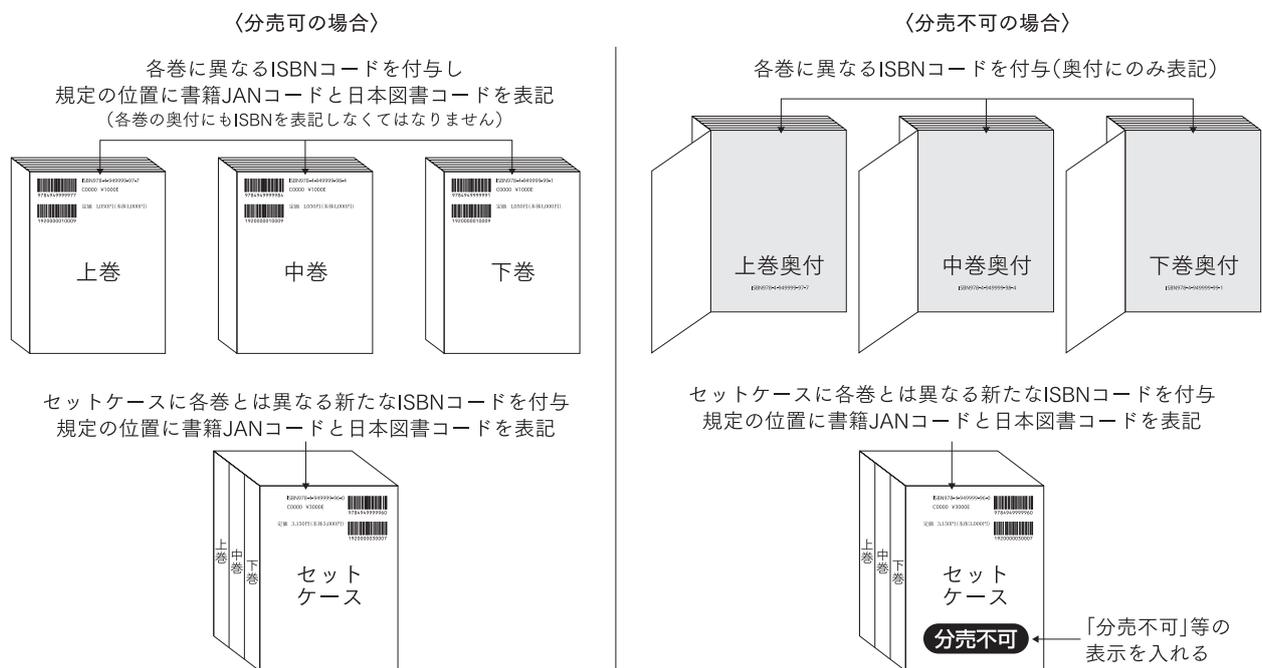
て、流通経路または取引条件を区別するためにそれぞれ異なる ISBN コードを付与することはできません。(5) ISBN コード（書名記号）を**変更しない**場合に該当します。(7) ある書籍出版物が発行形態を変える場合（文庫版、新書版、点字、オンデマンド版、オーディオブック、電子書籍など）は、それぞれの形態ごとに新しい ISBN コードを付与します。複数のファイル形式によって発行される電子書籍には、ファイル形式ごとにそれぞれ異なる ISBN コードを付与します。

(8) セット商品に対する ISBN コードの付与について

- a. 複数巻で構成されている書籍出版物に関して、**各巻を分売**する場合は、各巻の書籍出版物に対して、それぞれ異なる ISBN コードを付与します。さらに、これらの複数巻をセットケースに収めて流通販売する場合は、セットケースに対しても全巻をカバーする新たな ISBN コードを付与しなければなりません。書籍 JAN コードを表記する場合は、分売する各巻の書籍出版物及びセットケース双方の規定の位置に印刷してください。
- b. 複数巻にわたる書籍出版物を全巻セット揃いのみで販売する場合（**分売を不可とする場合**）は、セットケースへの ISBN コード付与のみでなく、各巻毎にもそれぞれ異なる ISBN コードを付与します。ただし、この場合、各巻への ISBN コードは奥付にのみ表記してください。書籍 JAN コードを表記する場合は、セットケースの規定の位置に印刷してください。

ただし、セットケース外側に「分売不可」等の視認可能な表記をしてください。

セット商品に対する ISBN コードの付与と表記の方法(書籍 JAN コードの表記を伴う例)



④ チェック数字に関するルール

「チェック数字」は、読み取ったコード情報が正確かどうかをコンピュータ自身が検算するための数字です。固有の書籍出版物の ISBN コードごとに計算されます。この数字を間違えて計算したり、印刷したりするとそのコード全体が無効になり、流通・管理できなくなりますので十分注意して計算してください。

[計算式は下記の通りです。当センター発行の既刊本の ISBN コードを例にして説明します。]

$a = 978$ から始まる ISBN の奇数の桁の数字の合計 $\times 1$

$b = 978$ から始まる ISBN の偶数の桁の数字の合計 $\times 3$

$a + b$ の合計数字の下一桁の数字を 10 から引いた数字 (補数) がチェック数字

計算例

978-4-949999-11-? (チェック数字)

$9 + 8 + 9 + 9 + 9 + 1 = 45 \Rightarrow 45 \times 1 = 45 = a$

$7 + 4 + 4 + 9 + 9 + 1 = 34 \Rightarrow 34 \times 3 = 102 = b$

$a + b = 45 + 102 = 147$

$10 - 7 = 3 \Rightarrow$ チェック数字 = 3

* 但し、 $a + b$ で算出した数字の下一桁が 0 の場合は、チェック数字を 0 とする。

* 「チェック数字」の計算式は、日本図書コード管理センターのホームページに「チェック数字の検算」として簡単に算出できるページを設けております。また、出版者の便宜のために、チェック数字計算済み「コードリスト」と「コード作成ソフト」を有償で提供しております。

2. 日本図書コード後半部分(分類記号・価格コード・エンドマーク)のルール

後半のコードは、「日本図書コード」独自の規格で、ISBN 国際標準ではありません。出版者が指定する税抜本体価格を ISBN コードに付加して表記することが、出版流通上便利であるという日本の出版界の事情から「日本図書コード管理委員会」がガイドラインを作成して表記基準を定めました。この表記は、後記する「書籍 JAN コード」の表現にも適用されています。

- ◆ 流通用コードであり、市販を意図しない書籍出版物については表記するかどうかは自由です。ただし、無料のものに表記することはできません。
- ◆ 以下に説明する、①分類記号、②価格コードについては、いずれも出版者の責任において正しく作成していただく部分です。

①「分類記号」に関するルール

「C」に続く 4 桁の数字で表現されます。1 桁目は「読者対象」を、2 桁目は「発行形態」を、3 桁目 (大分類) と 4 桁目 (中分類) はどんな「分野と内容」の書籍かを表します。販売管理、売上分析、書店の陳列場所のガイドに役立つものですが、さまざまな選択肢の中で、境界が不明な書籍もあるかと思いますが、その用途を考慮して、出版者自身が最も適当と判断する分野を選定してお決めください。

分類記号一覧表は 42 ページ以下に掲載します。

②「価格コード」に関するルール

1. 当該書籍の本体価格が 10 万円未満の場合は、¥ で始め 5 桁以内で示します。

例 本体価格 25,000 円の場合 \Rightarrow ¥25000E

4 桁以下の場合、頭に 0 を入れる必要はありません。

例 本体価格 2,500 円の場合 \Rightarrow ¥2500E

2. 本体価格が 10 万円を超えるもの、及び非再販本は、00000 (5 桁で表記) とします。

例 本体価格 101,000 円の場合 \Rightarrow ¥00000E とします。

例 非再販本 \Rightarrow ¥00000E とします。

3. 書籍JANコード(バーコードシンボル)のルール

書籍 JAN コードの仕組みと構成は下記の通り

| | | | |
|--|--|--|------------------------|
| 978 プレフィックス | I₁ I₂ I₃ I₄ I₅ I₆ I₇ I₈ I₉ ISBN (国記号+出版者記号+書名記号) | C/D チェックデジット | |
| 192 書籍JANの 2段目を表す プレフィックス(国内用) | C₁ C₂ C₃ C₄ 図書分類 | P₁ P₂ P₃ P₄ P₅ 税抜本体価格 (1円単位) | C/D チェックデジット |

書籍 JAN コードは、2 段のバーコードで構成されており、1 段目は「978」から始まる「国際標準コードの ISBN コード」を表します。2 段目は、「192」から始まる日本独自の「図書分類」と「税抜き本体価格」を表わしています。

書籍 JAN コードは書籍出版物の裏表紙（表 4）の指定位置に日本図書コードの情報をバーコードで表記するものです。書籍出版物に挟み込まれる「補充注文カード（スリップ）」にも 1 段目のバーコードを表記することになっています。

なお、申請手続き（新規登録と更新申請）については第六部の 2 で説明します。

【書籍 JAN コードを作成する】

書籍 JAN コードは、書店や取次会社などの販売・流通現場で、POS レジのスキヤナなどの光学読み取り機器によって ISBN を含む日本図書コードの情報を識別します。正確な読み取りを実現するために、バーコードシンボルの書籍出版物への表記方法・印刷条件などは標準化されています。

【書籍 JAN コード（バーコードシンボル）を作製するに当たって、2 段目のチェックデジットの計算式は下記の通りです。本書を例にして説明します。】

$$a = 192 \text{ から始めるコードの奇数の桁の数字の合計} \times 1$$

$$b = 192 \text{ から始めるコードの偶数の桁の数字の合計} \times 3$$

$a + b$ の合計数字の下一桁の数字を 10 から引いた数字（補数）がチェック数字

【計算例】

C3000 ¥2000E を置き換える。

1 9 2 3 0 0 0 0 2 0 0 0 - ? (チェック数字)

$$1 + 2 + 0 + 0 + 2 + 0 = 5 \Rightarrow 5 \times 1 = 5 = a$$

$$9 + 3 + 0 + 0 + 0 + 0 = 12 \Rightarrow 12 \times 3 = 36 = b$$

$$a + b = 5 + 36 = 41$$

$$10 - 1 = 9 \Rightarrow \text{チェック数字} = 9$$

*但し、 $a + b$ で算出した数字の下一桁が 0 の場合は、チェック数字を 0 とする。

*当センターホームページには、2 段目のバーコードも含めて「チェックデジット」検算ができるページを設けておりますのでご利用ください。

日本図書コードを書籍 JAN コード（2段バーコードシンボル）により表記する場合は、
次の方法で作成していただくことを推奨しております。

推奨例 新刊書籍に付番（付与）する日本図書コードを下記の様に決めたなら、

（例）

ISBN978-4-949999-12-0

C3000 ￥2000E

上のような文字表現が決定したら、JAN コードシンボル生成とバーコードフィルムを製作できる業者に発注して作製してください。製作費用・日数、データの受け渡し方法については個々にお問い合わせ下さい。

書籍JANコード(バーコードシンボル)フィルムマスター制作会社の一部

| 企業名 ホームページアドレス | 郵便番号 | 所在地 | TEL / FAX | 主な支店・営業所 |
|--|----------|---------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| (株)明光舎印刷所 http://www.barcode-net.com/ | 543-0001 | 大阪府大阪市天王寺区上本町 1-2-4 | TEL 050-3535-5005 FAX 06-6765-2052 | 大阪 |
| (株)日本バーコード http://www.n-barcode.com/ | 569-0041 | 大阪府高槻市北大樋町 12-7 | TEL 0120-49-2525 FAX 0120-49-2526 | |
| (株)エム・アート企画 http://www.m-art.co.jp | 542-0062 | 大阪府大阪市中央区上本町西 4-1-7 コオノビル 1F | TEL 0120-677-026 FAX 0120-677-028 | 東京 |
| 日本プロセス(株) http://www.ni-pro.co.jp | 213-0006 | 神奈川県川崎市高津区下野毛 1-2-19 | TEL 044-812-2511 FAX 044-812-2089 | 東京 |
| (株)スミタ http://www.sumita.co.jp | 543-0011 | 大阪府大阪市天王寺区清水谷町 2-33 | TEL 06-6768-2891 FAX 06-6768-4899 | 東京、名古屋、松山 |
| 山崎情報産業(株) http://www.yamajo.co.jp | 101-0032 | 東京都千代田区岩本町 1-12-3 | TEL 03-3866-1156 FAX 03-3851-1529 | 大阪、名古屋 |
| (株)マイクロ・アイ http://www.microeye.co.jp | 130-0014 | 東京都墨田区亀沢 4-16-7 | TEL 03-5608-2671 FAX 03-5608-2672 | |

* 上記は、(財)流通システム開発センターへ掲載希望された企業のみを申し込み順に掲載しています。すべての企業を網羅しているものではありません。また、各企業の提供する製品・サービスの性能、品質を保証するものではありません。

* 作製した書籍 JAN コードは、実際に正しく読み取れるかなど、テスト済みであることを確認の上、規定に従って出版者の責任において書籍出版物に表記・印刷してください。流通上の不都合が生じた場合は、出版者の責任で対処してください。

第四部 ISBNコード／日本図書コードを 書籍出版物へ表記する 〈文字表現コードとバーシymbolコードの表記〉

1.表記の位置

書籍出版物の奥付 (ない場合は相当するページ、表2、3でも可)

ISBNの文字表現コードを「ISBN」に続けて、13桁数字とハイフン(-)の規定位置挿入をともなって表記・印刷します。分類記号・価格コードの記載は自由です。

表記例 ISBN978-4-949999-11-3

*非売品や流通を意図しない書籍出版物の場合は、奥付のみに国際標準のISBNコードを表記すれば良い。

書籍出版物のもっとも外側 (カバーやブックケースがあれば、それが最も外側) の表4 (裏表紙)

日本図書コードと書籍JANコードには、表記方法に厳密なルールがあります。

特に2段バーコードで表現する書籍JANコードは、POSレジ端末を始めとする光学機器読み取り可能な諸条件を順守しなくてはなりません。

書籍JANコード(2段バーコード)のルール →事例図版参照

- ① 表記・印刷は「白地にバーコードをスミ(墨)のせ」を原則とし、表記の位置は表4(裏表紙)の上部の左右いずれかの指定位置となります。
- ② 印刷面にデザインなどで地色や絵柄がある場合は、規定に従って白地の窓あけをしてバーコードを印刷してください。
- ③ バーコードの記載・表示位置(裏表紙)
 - ・バーコードの始まり(端)まで、背(綴じ側)から12ミリ。
 - ・バーコードのバー上端まで天から10ミリ。
 - ・バーコードの配置変更や拡大・縮小はできません。

日本図書コード 文字表現コードのルール →事例図版参照

- ① 日本図書コードの文字表現コードは、人が目で見て情報を識別する目的で、書籍バーコードの端から10ミリ以上離れた位置にハイフン(-)をともなって、1列又は2列で表記する。2列で表記する場合、2段目はC分類から始めてください。目視できれば刷り色や書体は自由で、文字サイズは11級以上です。

*ただし、OCR-Bフォントは処理機器に不具合を起こす危険があるので使用するのを避けてください。

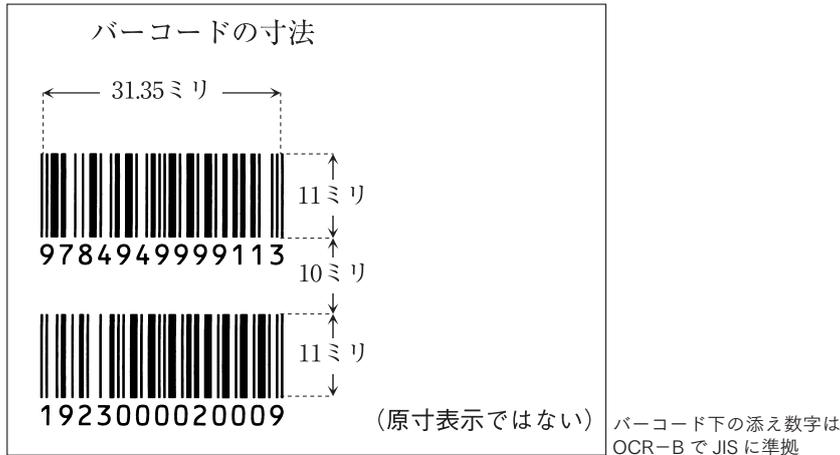
- ② 印刷面に地色がある場合、文字表現コードに限り、目視できれば白抜きも可能です。

スリップ (注文・補充カード)

バーコードは指定位置に書籍JANコードの上段(添え数字含む)を表記・印刷します。バーコードの右端から10ミリ以上離れた位置に日本図書コードの前半部分と後半部分を2段折りして記載します。

2. 表記・印刷のサイズおよび表記位置の規格

書籍JANコード標準規格・サイズ図例(原寸表示ではありません)



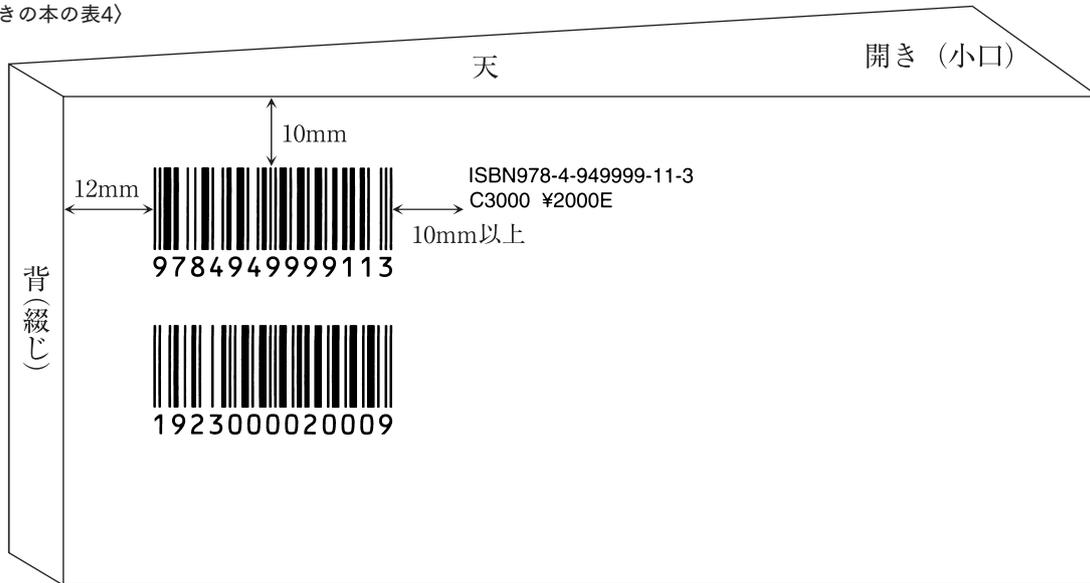
▼書籍出版物本体の最も外側（表紙、カバーやブックケース）へのコード表記・印刷の標準規格

書籍 JAN コードを表記・印刷する位置と印刷条件は厳密に決められています。

主な理由は、書籍特有の少量多品種で大量の流通処理を正確、高速に行うためです。書店の棚在庫書籍のたな卸し業務に際しても適した位置とされていますので、ご理解の上厳守してください。具体的な表記・印刷位置と条件について、注文スリップへの表記印刷方法とともに図版で説明しておりますので、それに従ってお進めください。

表4位置の書籍JANコード、文字コード表記・印刷事例図(日本図書コード文字コードの書体はHelveticaを採用しました。)

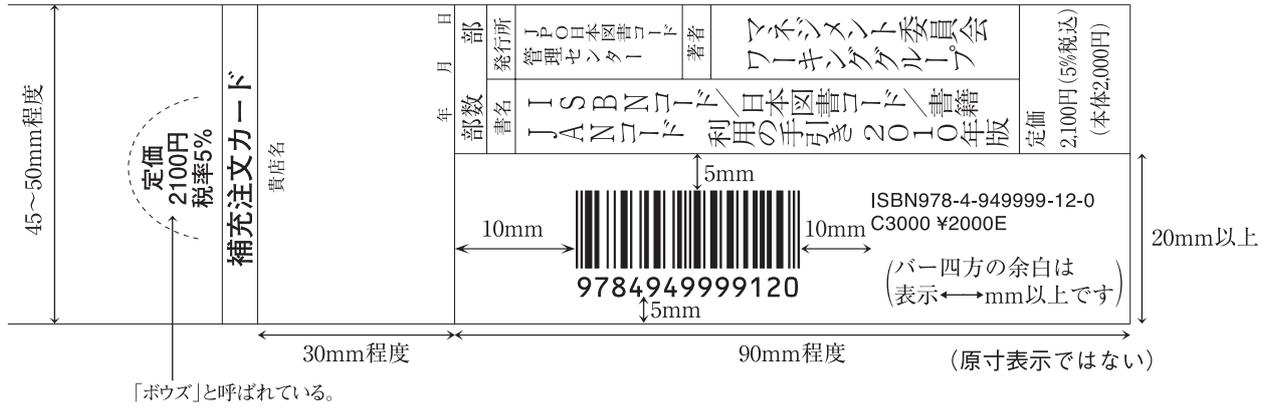
〈右開きの本の表4〉



(原寸表示ではない)

*事例図は右開きの書籍ですが、左開きの場合は左右の配置は逆になります。

注文スリップ(注文短冊)標準仕様事例図(原寸表示ではありません)



スリップ製作に際して標準が決められているのは「補充注文カード」部分のみで、もう一面の「売り上げカード」部分のデザインやコード表記などは出版者の自由です。

標準仕様は、上記の通りです。

*ボウズ部分の総額表示(消費税込み)は、平成15年度消費税法改正による「価格表示の消費税額を含む総額表示」の義務化に伴い、出版業界で検討されたガイドラインに準拠しています。(資料集55ページ)。

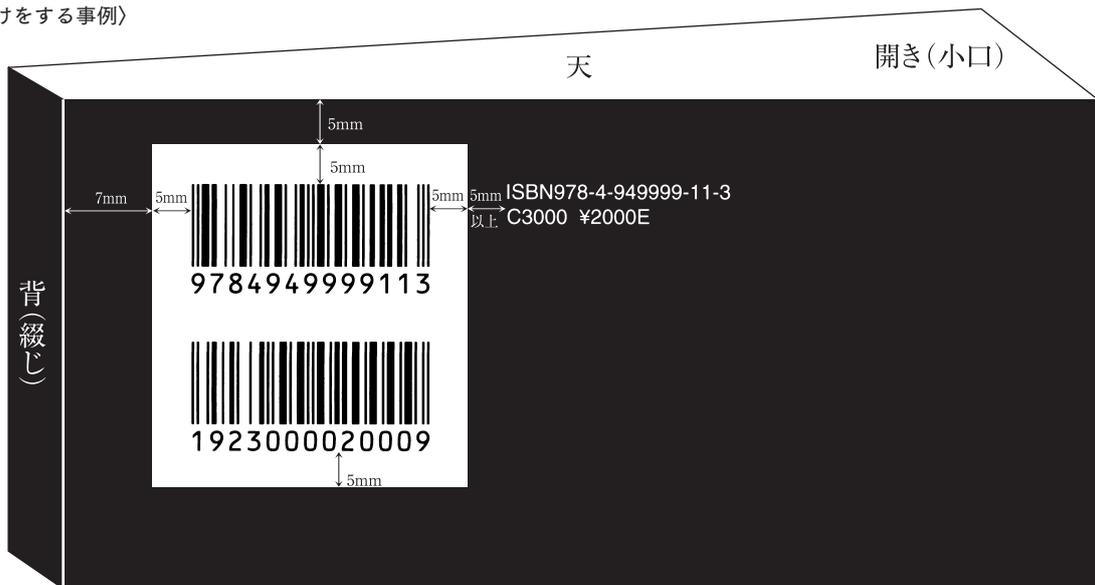
[輸出本のコード記載方法]

ISBNコードも書籍JANコードとともに国際標準の共通コードですが、日本図書コード独自の部分(分類記号・価格コード部分)は記載・表示があると機器読み取りに不都合な場合があります。

表記方法は、当該国の流通業者とご相談ください。

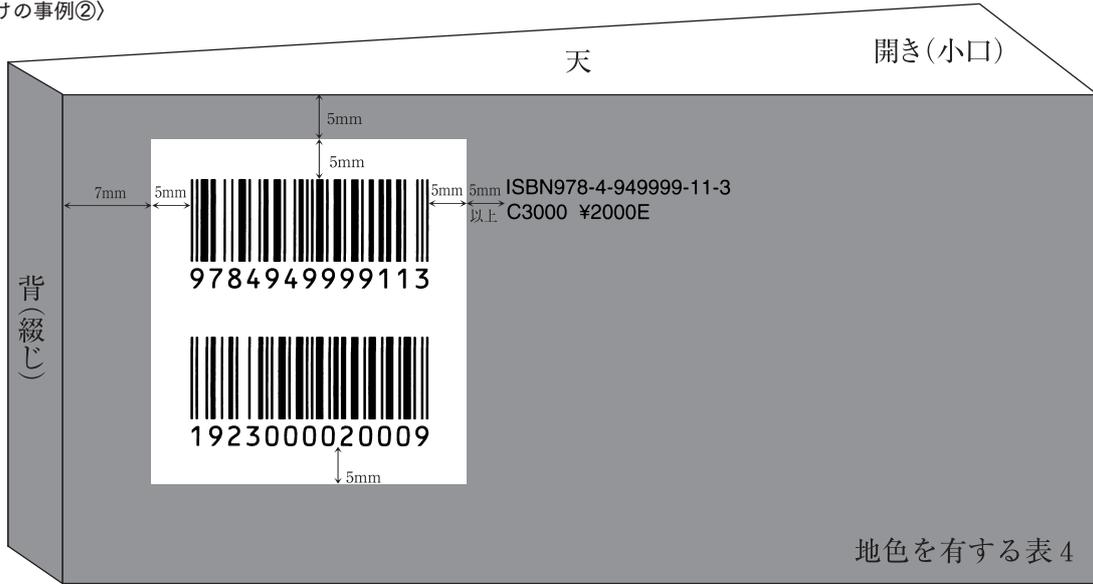
書籍JANコードと日本図書コードの記載・表示の標準規格位置に関する事例

(窓明けをする事例)



(原寸表示ではない)

〈窓明けの事例②〉



地色を有する表4

(原寸表示ではない)

書籍JAN(バーコード)と日本図書コード文字表現コードの配置パターン事例図集
(裏表紙の開きと綴じの関係で配置が変わるが、概ね図集からの選択肢である)

表4 右開き

| | |
|--|---|
| ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E 9784949999113 | ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E 9784949999113 |
| 1923000020009 | 1923000020009 |
| 9784949999113 | 9784949999113 |
| 1923000020009 ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E | 1923000020009 ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E |

(原寸表示ではない)

表4 左開き

| | |
|--|--|
| 9784949999113 | 9784949999113 |
| 1923000020009 ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E | 1923000020009 ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E |

| | |
|--|---|
|  9784949999113  1923000020009 ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E | ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E  9784949999113  1923000020009 |
| ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E  9784949999113  1923000020009 | ISBN978-4-949999-11-3 C3000 ¥2000E  9784949999113  1923000020009 |

(原寸表示ではない)

3. 雑誌扱いコミックスとムックのコードの表記

ここでいうコミックスとムックはそれぞれ雑誌コードを持つ出版物であることが条件です。コミックスの場合は雑誌コード $4 \times \times \times - \times \times$ 又は $5 \times \times \times - \times \times$ を持つコミックスです。ムックは、雑誌コード $6 \times \times \times - \times \times$ のコードを持つムックを指します。

書籍出版物と同様に長期間にわたる流通(注文・送品・返品)に対応する必要があるため、ISBN が必須となります。雑誌コードを表記し、かつ規定に従って文字表現の日本図書コードと書籍 JAN コード (2 段バーコード) を表記することが条件となります。

それぞれのコードを出版物本体へ表記・印刷する原則位置は図版に示す事例に従ってください。

[雑誌扱いコミックスのコード原則表記・印刷位置の事例] (→次ページ上段の図)

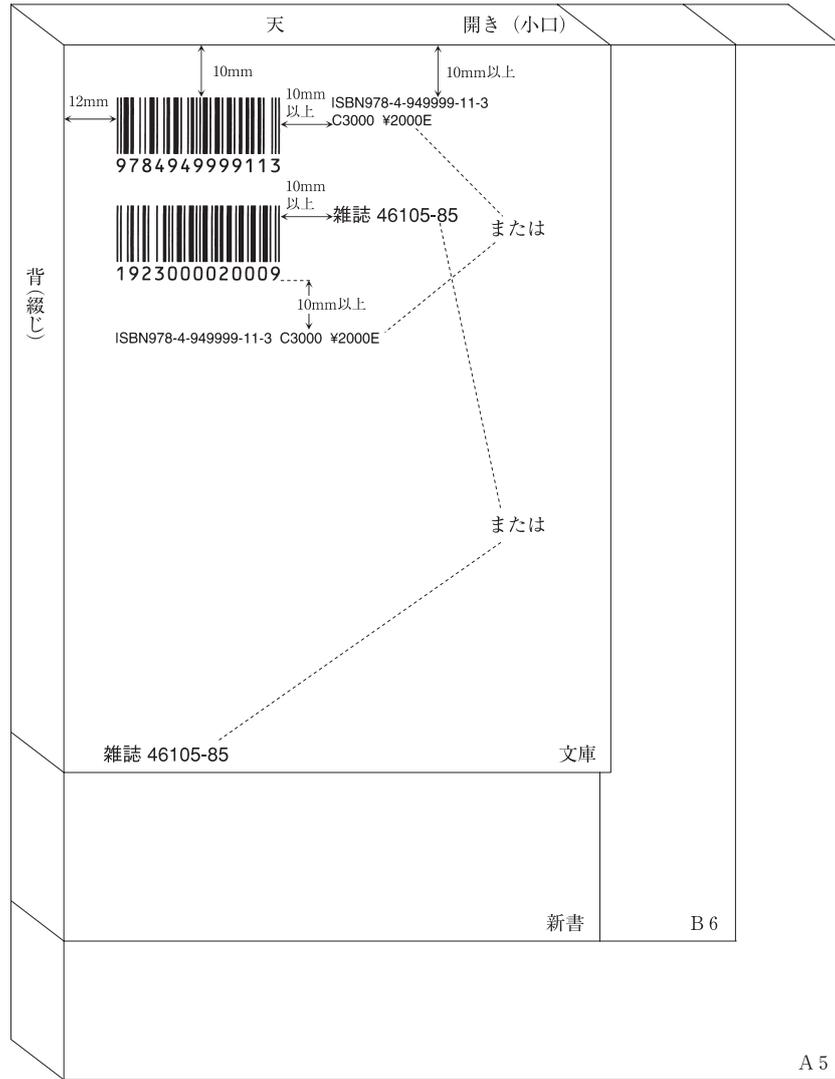
[雑誌扱いムックのコード原則表記・印刷位置の事例] (→次ページ下段の図)

雑誌扱いムックの表 4 への書籍 JAN コード (2 段バーコード) の印刷位置は小口下部となっています。

コミックス・ムックのコード表記の詳細については、「雑誌コード管理センター」発行の「雑誌コード／定期刊行物コード(雑誌)登録とソースマーキングの運用の手引き」を参照してください。または、同センターが業務を委託している株式会社トーハン下記担当までお問い合わせください。

- ◆ 株式会社トーハン 雑誌仕入
〒162-8710 東京都新宿区東五軒町 6-24
TEL 03-3266-9530 FAX 03-3266-8937

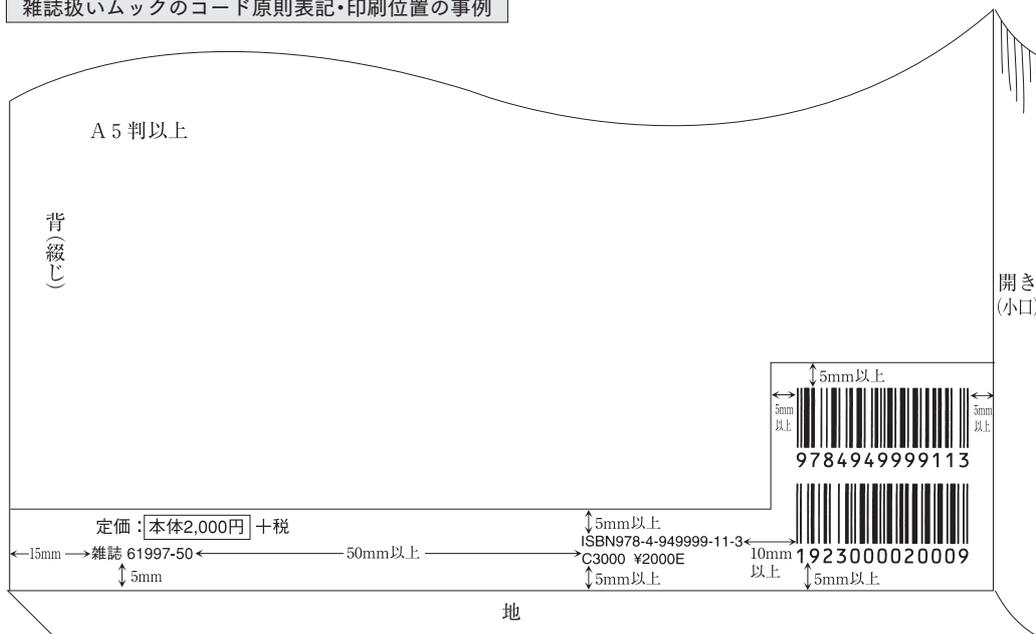
雑誌扱いコミックスのコード
原則表記・印刷位置の事例



(原寸表示ではない)

*事例図は右開きコミックスですが、左開きコミックスの場合は左右の配置は逆になります。

雑誌扱いムックのコード原則表記・印刷位置の事例



(原寸表示ではない)

*事例図は右開きムックですが、左開きムックの場合は左右の配置は逆になります。

4. 書籍出版物本体に表記する消費者(読者)向けの価格表示について

ISBNコード、日本図書コード(文字表現)や書籍JANコード(2段バーコード)のいずれもコード表現に過ぎません。これだけでは、その書籍の価格がいくらなのかは分かりにくくなっています。消費者に対して出版者が指定する価格を『定価』として明確にする必要があることから、その書籍出版物の最も外側のカバー又は表紙に下記のような表記を行います。

定価(本体価格1000円+税)

上記は表示方法の一例です。

本体価格を表記する理由は、書店のレジシステムでは、本体価格を入力して、その合算金額に消費税率を乗じて顧客の支払額を算出することになっていることに対応するものですが、消費税率に変更が生じた際も、現に流通する商品をそのままスムーズに継続販売できるという理由もあります。

一方、平成15年度税制改正に伴う消費税法改正で、事業者が消費者に対して価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額を含めた支払い総額を表示することが義務付けられました。この法改正に際して、出版業界では税制等対策特別委員会(社団法人日本書籍出版協会・社団法人日本雑誌協会・社団法人日本取次協会・日本書店商業組合連合会による)が、「消費税の総額表示への対応について(2004年2月24日増補版)」で、再販出版物の価格表示等のガイドラインを公表しています。(巻末資料集に掲載)

上記の表記例は、そこに示される一例です。同文書を参考資料として巻末に掲載しておりますので、ガイドラインの内容や表示についての詳細はそちらをお読みください。

「2. 表記・印刷のサイズおよび表記位置の規格〈注文スリップ(注文短冊)標準仕様事例図〉」で、ボウズ部分に定価として総額表示(消費税込み支払額)を表示している例示も、同ガイドラインを参考にしています。

- ◆ なお、「定価」の文字を使う場合は、再販商品(出版者が小売価格を指定する)である場合の表記です。
- ◆ 非再販商品である場合は、「価格」「頒価」「希望小売価格」などと表記し、「定価」と表記しません。

第五部 ISBNコード付与と表記に関する出版者の責任

1. 出版者によるISBNコード／日本図書コードの運用と管理責任

個々の書籍出版物に対する ISBN を含む日本図書コードの付与と表記は、出版者が責任を持って実施していただきます。

本書で説明する ISBN 及び日本図書コード使用上のルールに準じない表記をすると、出版者自身の責任で刷り直しや訂正をしなくてはならない事態を招きます。ISBN は流通上も書誌管理上も重要な番号なのです。間違った使い方をすると、取引や販売上はもちろん、読者へ間違った情報が伝わるなどさまざまな支障をきたすことになります。

特に注意すべき事項について以下にまとめてありますので、確認の上書籍出版物へのコードの付与と表記を正しく行ってください。

- ① 文字表現の日本図書コード（前半部分の「ISBN」から始まる 13 桁 ISBN 国際標準番号と後半部分の分類記号・価格コードの表記）と書籍 JAN コード（日本図書コードの 2 段バーコードシンボル）を規定に従って書籍出版物に印刷・表記します。【本書第四部を参照】

*市販しない書籍については奥付に ISBN 文字表現を印刷表記するだけでよい。

- ② すでに別の書籍に一度でも付番した ISBN コードは、それと異なる書籍出版物に使用することはできません。【本書 13 ページを参照】
- ③ 1つの固有の書籍出版物に、複数のコードを付与し表記することはできません。【本書 13 ページを参照】
- ④ 書籍出版物の最も外側（表紙・カバー・ケースなど）に表記する ISBN コード（書籍 JAN コード表現も含む）と奥付に表記する ISBN コードは一致しなくてはなりません。かつ当該書籍の各箇所に表示する書名及び版は、すべて同一でなければなりません。

*書籍出版物の各箇所に表記する「出版者（発行者・発行所・発行等）名称」もすべてが当該書籍出版物に ISBN コードを付与する権限のある出版者を特定するものであることが必要です。

- ◆ ISBN、日本図書コードならびに書籍 JAN コードの正しい管理を出版者自身が励行するために、必ずコード管理担当者を置いて責任を持ってあたってください。ISBN 出版者記号申請時にお届けいただく「ISBN 管理者」ならびに書籍 JAN コード登録申請時にお届けいただく「申請責任者」が管理担当者にあたります。
- ◆ コード管理担当者は、ISBN コードを正しく管理するための台帳（当センターが頒布する「13 桁コードリスト」などもそのひとつ）を整備してください。担当者交代に際しては、ISBN 管理台帳ならびに本書をもれなく引き継いで、間違った ISBN コードを付与しないようにしてください。

2. 万が一、誤ったコードの発行や表記を発見した場合の対処

- ① 発行前、あるいは発行後であっても、ISBNを含む日本図書コードの誤った表記、書籍 JAN コードの誤った表記を出版者が自ら又は取引先等からの連絡により発見した場合は、日本図書コード管理センターに速やかに連絡してその後の対処方法について指示を受けてください。
- ② 日本図書コード管理センターに図書館や流通関係先から、発行後の書籍出版物に表記されている ISBN を含む日本図書コードや書籍 JAN コードの誤りを発見したという連絡があった場合、当センターは当該出版者のコード管理担当者宛に連絡をして対処方法についてお知らせします。出版者は当センターの指示に従って速やかに対処してください。
- ③ 誤コードへの対処は、出版者自身の責任において行う書籍本体への各コード表記・印刷の訂正、頒布先（流通・販売先など）や書誌情報提供先への訂正連絡などを伴います。ケースによって手順が異なる場合がありますので必ず当センターの指示に従ってください。

3. 書誌情報データベースへの登録と情報公開

国立国会図書館への「納本制度」と情報公開

「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務づけられています。

納本された出版物は、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

「納本」は、取次会社を経由する方法と、出版者が直接行う方法とがあります。

国立国会図書館は、全国書誌作成機関として、法定納本制度に基づき納本された国内出版物と、納本以外の方法（寄贈、購入等）により収集した国内出版物及び外国刊行日本語出版物を整理し、インターネットをはじめ様々な形態により提供しています。ISBN は、国立国会図書館が作成する「日本全国書誌」等の標準的な書誌においても、重要な情報として記載され、書誌情報の識別、確認、管理等に役立てています。

法定納本の送付先・お問い合わせ先は下記の通りです。

◆ 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課

〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

*受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45

〔民間出版物〕 収集第一係

TEL 03-3581-2331（代表）（内線 24611）／ 03-3506-5205（直通）

FAX 03-3504-1569

E-mail：nocho@ndl.go.jp

〔官庁出版物〕 収集第二係

TEL 03-3581-2331（代表）（内線 24620）／ 03-3506-3350（直通）

FAX 03-3504-1569

E-mail：s-kantyo@ndl.go.jp

*納本制度についての情報は、国立国会図書館ホームページ参照。

<http://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

【JPRO 出版情報登録センター】への登録と情報公開

1. 出版情報登録センターとは

【出版情報登録センターは出版業界全体で作った組織です】

日本出版インフラセンター (JPO) は、2015年1月より施行された「改正著作権法」に対応するため、紙と電子の書誌情報と出版権情報の登録と照会、さらに販売促進情報の集配信の機能も加えた業界システム構築を目指し、「出版情報登録センター」を、2014年12月に設立しました。

このセンターは近刊情報・販売促進情報・出版権情報・書誌の確定情報を一元管理し提供することによって、出版業界全体の効率化を目指し、出版物の円滑な流通に、大きく寄与できる総合的な情報センターとして、機能しています。

2. 出版情報登録センターでできること

出版情報登録センターには大きく分けて2つのサービス「書誌情報」と「出版権情報」があります。

<書誌情報> ①近刊情報の登録と提供 ②書誌確定情報の登録と提供 ③「書影・内容紹介」の登録と提供 ④販売促進情報の登録と提供

<出版権情報> ①出版権情報の登録と公開 ②出版権者名と連絡先の登録と公開

3. 出版情報登録センター利用の奨め

◆ 多くの書店、ネット書店、取次会社が出版情報を受信し利用しています
大型ナショナルチェーンを含む書店、ネット書店、取次会社（出版物の卸会社）を中心に138法人5,000店舗（推定）と国立国会図書館が利用しています

◆ 書誌確定情報の登録と提供

書店・取次仕入情報に利用され営業活動が効率的になります

◆ 販売促進情報の登録と提供

新刊既刊を問わず、メディア化・受賞・重版などの販売促進情報を受信社に提供します

◆ 出版権情報の公開

出版権情報の登録、公開が容易に出来ます

4. 出版情報登録センター利用について

◆ 登録料

・紙の書籍…登録料1点 1000円+税 ・電子書籍…登録料1点 500円+税(2018年4月現在)

*登録の単位はコード単位です。入会料や年会費などはありません。

◆ 申込方法…出版情報登録センターのホームページより下記①②をダウンロードしご記入ご捺印の上ご郵送ください。①「出版情報登録センター課金承諾書」②「出版情報登録センター利用申込書」

◆ 問合せ先/申請書郵送先

ホームページアドレス：<https://jpro2.jpo.or.jp>

一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル TEL03-3518-9863

4. 自社出版物の広告・宣伝物・図書目録などへのISBNコードの記載

書店・読者などからの注文が迅速かつ正確に処理されるために、書名とISBNコードは共に掲載するようにしてください。取次会社をはじめとする取引先への新刊予定表にもISBNコードを併記するようにしてください。

第六部 登録申請ほか各種手続きと費用について

1. ISBN出版者記号の登録と申請手続き

新規登録申請の手順と費用

(1) ISBN 出版者記号申込書の作成

申込は日本図書コード管理センターのホームページからおこなってください。

(2) 申込前の確認事項

- ① あなたはすでに ISBN 出版者記号を登録済みではありませんか？ また、登録を予定している出版者名が、すでに登録済みの出版者名と同一ではありませんか？
当センターホームページの出版者検索画面からお調べください。
- ② まったく同じ出版者名でのご登録は、誤注文や予期せぬ混乱を招くこともあるので避けていただいております。登録済み出版者名との重複があつてお困りの場合や、出版者名に屋号等を登録したい場合は、当センターまでご相談ください。
- ③ 出版者住所は、郵便物の誤配が生じないように地番まで、集合ビル等にあつてはビル名と部屋番号まで正確にご記入ください。出版者住所は、出版活動を行う主たる事業所で、同時に ISBN 管理者が常駐する場所を指します。代行サービスを利用した代理・転送電話番号やバーチャルオフィス（レンタルオフィス）などの住所は登録できませんのでご注意ください。
- ④ 申込書式にご記入の「出版者名」は郵便物の宛名となりますので正しくご記入ください。とくに、屋号で登録された場合、発行事業所のポスト・表札・看板などに「出版者名」を明確に表示してください。
- ⑤ 電話番号は、上記住所の出版者事務所に設置する電話の電話番号をご記入ください。フリーダイヤルの番号は登録できません。
- ⑥ 申込書式記入欄の注記などをご覧いただき、正確な記入と ISBN 管理者氏名欄の捺印（手書き書式の場合）も漏れのないようご注意ください。
- ⑦ 申込書に記載事項のうち、下記の項目は当センターのホームページに公開し、ISBN 国際機関本部にも出版者情報として提供されます。ISBN 出版者記号申込みと同時に、下記の情報を公開・提供することについて同意を得たものとみなします。
 1. 出版者名（カナヨミ・欧文名）
 2. 住所（郵便番号・カナヨミ）
 3. 電話番号
 4. URL

(3) 申請費用について（申請にかかる手数料は前払いとなっております。）

- ① 現在、新規登録の申請を受け付けている出版者記号は、7桁と6桁およびシングルコードです。発行計画にあわせて申請してください。
7桁の出版者記号

- ・書名記号を付与（付番）できる可能枠……10 書名分
- ・登録手数料：20,000 円 + 税
- （内訳）新規登録料 18,000 円 + 国際本部運営資金 2,000 円

6 桁の出版者記号

- ・書名記号を付与（付番）できる可能枠……100 書名分
- ・登録手数料：37,000 円 + 税
- （内訳）新規登録料 33,000 円 + 国際本部運営資金 4,000 円

シングルコード

- ・書名記号を付与（付番）できる可能枠……1 書名分
- ・登録手数料：8,000 円 + 税
- （内訳）新規登録料 7,250 円 + 国際本部運営資金 750 円

- ② ホームページに記載されている決裁方法にて申請桁数に応じた登録手数料の合計金額を払い込みの上、お申込ください。

* 国際本部運営資金は、ロンドンの ISBN 国際機関の運営会費の分担金です。
一旦お納めいただいた後は、期間中に出版活動を終了した場合も返戻はいたしかねます。また、この運営資金の会計は当センターの一般会計とは別に管理いたします。

追加記号申請の手順と費用（第三部 1 の②の(3)を参照）

- (1) 現在使用中の出版者記号の書名記号付与可能枠が満数になり、新たな出版者記号（追加記号）を申請する際の申請手順と費用は下記の通りです。現在使用中の出版者記号が持つ書名記号枠を使い切ることが確実になる前に、追加記号を申請することはできませんのでご注意ください。
- (2) 申請手続きの進め方
- * 新規登録申請時の進め方とは異なっております。
 - ① 日本図書コード管理センターのホームページよりご申請ください。
 - ② 事務局にてご申請の内容を確認させていただくため、電話等でご連絡いたします。
 - ③ 内容確認が終了後、発行手続きを開始いたします。
- (3) 申請費用について（申請にかかる手数料は前払いとなっております。）

[追加記号申請手数料金]

- ◆ 現在 7 桁の出版者記号登録者の追加記号申請手数料

| | |
|--------------|--------------|
| 同じ桁数（7 桁）を希望 | 18,000 円 + 税 |
| 7 桁 ⇒ 6 桁を希望 | 33,000 円 + 税 |
- ◆ 現在 6 桁の出版者記号登録者の追加記号申請手数料

| | |
|--------------|---------------|
| 同じ桁数（6 桁）を希望 | 33,000 円 + 税 |
| 6 桁 ⇒ 5 桁を希望 | 110,000 円 + 税 |

* 国際本部運営資金は、すでに支払い済みでその有効期間内にある出版者に対しては、追加請求をいたしませんので追加記号申請手数料金のみで申請可能です。

2. 書籍JANコードの登録と申請手続き

新規登録の申請手続きと更新手続きについて

出版者記号を既にお持ちの方で、新規に登録を希望する方は、日本図書コード管理センターのホームページから申請することができます。

「書籍 JAN コード使用規約」を承認した上で、申請書フォームに必要事項を入力後、所定の申請料（下記）を指定するゆうちょ銀行振替口座又は銀行口座（振込先は、バーコードを管理する一般財団法人流通システム開発センターです）へ払い込み、支払いを証する受領証写しを所定の欄へアップロードして、受付窓口の日本図書コード管理センターへ提出してください。

流通システム開発センターから「書籍 JAN コード登録通知書」が送付されます。登録は3年間有効で、3年ごとに更新の手続きが必要です。使用しない場合は、取消し手続きが必要です。

| ランク | 申請出版者の書籍出版物の年間総売上高 (最新の決算期) | 申請料（税抜き） (3年間分) |
|-----|--------------------------------|--------------------|
| A | 500 億円以上 | 100,000 円 + 税 |
| B | 50 億円以上 500 億円未満 | 50,000 円 + 税 |
| C | 10 億円以上 50 億円未満 | 30,000 円 + 税 |
| D | 1 億円以上～10 億円未満 | 20,000 円 + 税 |
| E | 1 億円未満 | 10,000 円 + 税 |

* 出版物の販売を開始してから1年未満の出版者は、Eランクとします。

申請料ランクは、出版者の書籍出版物の直近の決算期の年間売上高に基づいて申請出版者が選択してください。その際、書籍 JAN コードの表示をする雑誌扱いコミックス・ムックについてもその売上高は書籍出版物の売り上げに参入してください。

書籍 JAN コードの使用規約と詳細は、申請書及び裏面の書籍 JAN コード使用規約をご覧ください。

3. 日本図書コード管理センターの頒布物のご案内

頒布物（コードリスト）は、ISBN 出版者記号登録出版者がお申込みいただけます。当センターホームページにある「コードリスト申請」コーナーよりご申請ください。コードリストは無料です。新規登録時にお渡ししているコードリストとの重複がないようにお取り扱いください。

4. 出版者が行う諸手続き

出版者記号の申請に際して登録する出版者情報に変更が発生した場合は、必ず登録内容変更届をご提出ください。ISBNの規格改訂、ガイドラインの追加・改訂、国際本部分担金会計報告及び更新案内、書籍JANコード更新手続きなど登録後にも数多くの重要なご連絡をいたします。また、なによりも登録出版者は固有の書籍出版物にISBNコードを付与する最大の責任者です。ご連絡先（所在地、電話番号、管理担当者名ほか）を始め、出版活動の変動などについては、列記する届出によって最新情報を登録してください。

なお、変更届は、当センターホームページから、手続きをお願いします。

諸手続きと届出

① 登録内容に変更が生じた際に提出する届け

ISBN 登録内容変更届……登録出版者のすべてが対象

当センターホームページから変更内容をご入力いただき、登録してください。

書籍 JAN コード登録内容変更届……書籍 JAN コード登録出版者が対象

ISBNの登録内容変更と同時に自動修正されます。

*ただし、いずれの登録内容変更届に関しても、出版者名称の変更については、本書第三部の1の②の(7)に記載するガイドラインに従ってください。

② 書籍 JAN コード登録申請書

ISBN 出版者記号を登録後に書籍 JAN コードを表記することになった場合は、必ず登録申請をした後に使用を開始してください。

当センターホームページから必要事項をご入力の上、お申し込みください。

③ 書籍 JAN コード更新手続き

書籍 JAN コードを継続して使用する出版者は、3年ごとに更新手続きをしなければなりません。更新期限約2ヶ月前に「書籍 JAN コード更新申請書」を送付いたします。記載された様式に従って所定の申請料を前払いの上、更新手続きを行ってください。

期限までに手続きが完了していない出版者に対しては、督促をさせていただきます。

④ 書籍 JAN コード更新を申請しない場合、ISBN 出版者記号を今後使用しない場合

日本図書コード管理センターまで電話にてご連絡ください。詳細についてうかがった後、ケースに応じた手続きをご案内いたします。出版事業の廃止に伴い ISBN 出版者記号の使用を中止する場合は、必ずご連絡ください。

第七部 ISBNの組織と運営

ISBNは1970年国際標準規格ISO 2108となり、今日では200以上の国と地域が加盟し、書籍出版物の流通に欠くことができないものとなっています。

ISBNの国別記号は国又は地理的地域、言語的地域で区別されています。欧米においては言語圏別の要素が強く、例えば英語圏地域は米英はじめ8つの国と地域が記号0と1を使っています。スイスではフランス語圏の2、ドイツ語圏の3が並行して使われています。国別記号の1桁は、英語圏0、1 フランス語圏2、ドイツ語圏3、日本4、ロシア5、中国7、の世界中で7記号だけで、他の国はすべてが2桁～5桁です。わが国の旺盛な出版活動が反映されたものといえるでしょう。

1980年、バーコードを管理する国際EAN協会は国際ISBN機関に対して「978」および「979」というEAN書籍出版業コードの識別（接頭）記号を付与しました（「Bookland EAN」の誕生）。「979」は国際ISBN機関において当面の間予備コードとしてリザーブされていましたが、2009年フランスの管理機関に対して初めて「979-10」を割り当てました。「979」に続く国記号を1桁で割り当てることはないとされています。

わが国は1981年からISBNに分類記号と価格コードを加えた「日本図書コード」を開発して書籍出版物への表記を開始しました。1990年には書籍JANコード（書籍バーコード）の表記も始まり、今日では、書店をはじめとする市場に流通する書籍出版物へのISBNコードと書籍JANコードの表記が標準化され普及しています。

導入にあたり、「日本図書コード」を機械読み取り可能なOCR-Bフォントで表記してきましたが、ISBN規格改定（接頭記号「978」を表記する13桁化）に伴い、ISBN文字表現コードがバーシボルの書籍JANコードに完全一致するに際して、その役割を書籍JANコードに委ねることにしました。したがってISBN文字表現コードをOCR-Bフォントで表記する必要がなくなり、自由な書体に変更されました。

日本図書コードは1988年、日本工業規格JIS X0305に制定されました。このコード体系は本来商業用の商品コードですが、世界共通の唯一の図書コードであり、それが書籍自体に印刷されているという特色のため、流通をはじめ、図書館でも書籍出版物を識別する有力なツールとして、広範に利用されています。

組織と運営

ISBNの管理・運営を行っている国際ISBN機関（International ISBN Agency）本部は1970年発足時から、ドイツ・ベルリンの国立図書館内にあり、運営費は国と各州の税金で運営されるプロイセン文化財団が担ってきました。国際ISBN機関は、国別・地理的地域別・言語的地域別の記号の発行や国際会議の運営をするだけでなく、ISBNコードに関する見解の表明、各国エージェンシーが提出する登録出版者名簿を出版する業務も行います。

長い間、ドイツのボランティアが支えてきた国際ISBN機関は2005年から法人化（非営利団体）され、イギリス・ロンドンに移転しました。以降、各国のISBNエージェンシーが国際ISBN機関の運営資金を会費として応分に負担することになり、日本図書コ

ード管理センターではこの運営資金を出版者記号の桁数に応じて登録出版者から応分に徴収して賄うこととしました。2019年1月現在、15,000者を超える出版者と2団体（日本書店商業組合連合会・日本出版取次協会）からご負担要請に応じていただいています。

ISBN国際標準規格表(国際機関本部に登録した日本の規格割り当て表)

| 出版者記号 桁数 | 発行範囲番号枠 | 書名付与番号枠 | 発行出版者数 | 書名付与 可能点数 |
|-------------|-----------------|---------------|-----------|--------------|
| 2 | 00～19 | 000000～999999 | 20 | 2千万 |
| 3 | 200～699 | 00000～99999 | 500 | 5千万 |
| 4 | 7000～8499 | 0000～9999 | 1,500 | 1千5百万 |
| 5 | 85000～89999 | 000～999 | 5,000 | 5百万 |
| 6 | 900000～949999 | 00～99 | 50,000 | 5百万 |
| 7 | 9500000～9999999 | 0～9 | 500,000 | 5百万 |
| 合 計 | | | 557,020 者 | 1 億点 |

*同一コードの再使用は禁止なので出版者数や付与点数は理論数値です。

*出版者記号の発行基準は出版発行点数の実績に基づいて行うことが国際規約の原則である。新規に登録を希望する際は6桁か7桁の選択が原則です。

*書名記号の付与を完了すると出版者記号の追加登録申請ができる仕組みも国際規約です。

*出版者記号と書名記号の関係は常に合計8桁数字の番号になります。

*出版者記号600は、シングルコード割り当て枠として使用いたします。

ISBN 関係書類保存用

—『ISBNコード/日本図書コード/書籍 JANコード 利用の手引き 2010年版』補追資料—

「電子書籍へのISBNの適用」

2010年11月、ISBN国際機関は「電子書籍と“アプリ”に対するISBN付与のためのガイドライン」を公表しました。これに基づき、日本図書コード管理センターマネジメント委員会は、2005年5月公開「Web上のデジタルコンテンツに対するISBN付与の基準」に追加して「電子書籍へのISBNの適用」を公表いたします。

以下に記載されていない事項については、2005年5月公開版及び既存のISBN運用基準に準拠してください。

2011年7月

日本図書コード管理センター
マネジメント委員会

- 1、ISBNは、最終利用者(読者等)が利用可能な書籍のための識別子です。電子書籍の場合、コード付与の対象となるのは読者の手に届く製品であり、その原作品や原稿に対してはもちろんのこと、製品を作製するための汎用ファイル、及び、製品への変換サービスに用いられる中間フォーマットファイルなどはISBNコード付与対象とはなりません。
- 2、電子書籍が異なるファイル形式(例：epub、PDF その他)で、それぞれが独立して利用可能ならば、異なるISBNコードを付与することになります。
- 3、同一書名で同じファイル形式の場合でも、利用者向けの機能として著作権上の制限(ファイルのコピーの可否、プリントアウトの可否、レンタル版とセル版の違いなど)がある場合は、異なるISBNコードの付与が必要になります。
ただし、電子書籍を読むためのデバイスや電子書籍を読むためのソフトウェアが異なっても、異なるISBNを付与する必要はありません。(例：モノクロ版とカラー版の2種の電子書籍が発行・供給される場合はそれぞれ異なる版として異なるISBNコードが付与されるが、カラー版のみが提供される場合、デバイスやソフトウェアがモノクロ表示しかしないというケースではISBNコードを変更する対象とはならない。)

- 4、テキストを主たる構成要素として、音声、映像その他のコンテンツが併録された電子書籍は、それらが併録されない版の電子書籍とは異なる ISBN を付与する必要があります。
- 5、電子書籍の出版者は、変換サービスを仲介業者に委託して発行する異なるファイルフォーマットの電子書籍に対しても、自分自身で ISBN コードを付与する必要があります。

*ISBN 国際機関は、出版者から変換サービスを委託された仲介業者が、変換後の異なる電子書籍版にそれぞれ異なる ISBN を必要とするにもかかわらず、出版者がそれに応じない場合について、「この目的のために最後の手段として、仲介者は出版者に出版者に代わって ISBN を割り当てることが許される」としています。しかしながら、日本国内においては、このような場合は日本図書コード管理センターにご相談ください。

- 6、一冊の図書を電子書籍として出版する場合でも、章単位で、又は、部分ごとに分割して利用者が入手可能な発行形態をとるならば、それぞれの章、部分を固有の電子書籍とみなして、異なる ISBN を付与する必要があります。
- 7、電子書籍のアプリは、テキストと他の内容に読むためのソフトウェアを組み合わせたものです。ISBN 付与の対象となるためには、テキスト等が主たる構成要素である場合に限りま。また、ソフトウェア部分が異なる(例：異なるオペレーティングシステム上で使用されるなど)ならば、異なる ISBN を付与することになります。

なお、以上の文書ならびに 2005 年ガイドライン、利用の手引きに記載のない事項については、その都度日本図書コード管理センターまでお問合せください。

よくあるご質問

私が発行する出版物にISBNを付けることができますか？

質問 1) DVD BOOK (映像 DVD が主たる構成物、小冊子が付属) に ISBN をつけることができますか。

回答) 映像を納めた DVD は ISBN の付与対象物ではありません。発行物の主たる構成物が映像 DVD であれば、たとえ小冊子が付属していても ISBN の付与対象物ではありません。

ISBN を付与することができる複合的な出版物は、テキストその他イラストレーション等の内容が印刷・製本された書籍がその主たる構成物でなくてはなりません。映像 DVD や音楽 CD 等メディア製品を付属する場合、それらは、当該書籍の内容を補完するための従たる付属物であり、書籍の本文ページ又は表2・3等に一体的に付着されている発行形態であることが必要です。

質問 2) カードと本がセットされている箱入り製品に ISBN を付けられますか。

回答) 表紙も扉も奥付もない製本されていない出版物は ISBN の付与対象ではありません。1枚ものカード・印刷物はもちろんのこと、複数のカードの集合体(箱入り、袋入り、加除式を含む)であっても ISBN 付与の対象外です。

このような製品に本が組み合わされても、直ちに、書籍を主な構成物とする複合出版物になるわけではありません。その判定基準については、ご自身又は関係者だけで判断せず、必ず当センターにご連絡の上、ご相談ください。

質問 3) 幼児向けのカードゲームや家庭用ゲームソフトを書店で販売するために、ISBN の取得を検討しておりますが、問題はないでしょうか。

回答) ゲーム及びゲームソフトは ISBN の付与対象物ではありません。ISBNの付与対象となる製品は、その発行形態(構成内容と物の形)によって国際規準で明確に定められています。このISBN国際規準は、販売する人、業種、場所や場面によって変更されることはありません。

質問 4) 紙媒体で発行した図書の内容(テキスト・イラスト等)を PDF にして CD-ROM 又は DVD-ROM に納めて発行します。発行形態が違うということで新しく ISBN を割り当ててよろしいでしょうか。

回答) はい、それは新たな異なる発行形態の書籍として扱います。原本となる紙媒体の書籍とは異なる ISBN を CD-ROM 又は DVD-ROM のタイトルごとに付与します。現在はあまり例がないかもしれませんが、マイクロフィルムについても同様です。

質問 5) 論文を USB メモリに納めて論文集として配布します。ISBN を付与することはできますか。

回答) USB メモリーカード、ハードディスク、ミニディスク等の書き換えが可能な記憶装置に ISBN コードを付与することはできません。その記憶装置に記録されている論文(集)がそれぞれ独立したタイトルを持つファイル(電子書籍)ならば、そのタイトルごとに ISBN コードを付与することは可能です。

質問 6) 電子書籍に ISBN コードを付与することはできますか。また、電子書籍を数カ国語(英語・中国語・スペイン語)で発行する場合の付与方法、さらにそれぞれについて異なるファイルフォーマットで発行する場合についても教えてください。

回答) 電子書籍にも ISBN を付与することができます。本体に表示する場合は、ISBN978-から始まる 13 桁国際標準番号をタイトルページもしくはトップページに目視可能なサイズで文字表記することを原則とします。そして、同じ内容でも記述される言語が異なる場合は言語版ごとに ISBN コードを付与します。さらに、電子ファイルフォーマットが異なると、フォーマットごとに ISBN コードを付与します。

質問 7) 電子書籍に ISBN を付与する場合、現在登録している ISBN 出版者記号に与えられた枠内で使用すればよいのですか。

回答) その通りです、電子書籍だけのために特別な ISBN コードや、ISBN 出版者記号があるわけではありません。各出版者に割り当てられている出版者記号の書名の枠内で順番に使用してください。

質問 8) 同じ内容の書籍でも、書かれている言語ごとに違う ISBN を割り当てる必要があるのでしょうか。さらに、それが紙の書籍、同じ電子書籍でもソニー、アップルなどの epub フォーマット、アマゾンの mobi フォーマットというように発行形態が違っていると、異なる ISBN を付与することになるのでしょうか。

回答) その通りです。同じ内容でも記述される言語が異なると、当該書籍の“版”が異なることとなります(日本語版・英語版など)。電子書籍についても、ファイルフォーマットが異なると“版”の異なりとなります。版が異なる場合は、異なる版ごとに ISBN コードを付与しなければなりません。

質問 9) ひとつの刊行物に ISSN (国際標準逐次刊行物番号) と ISBN コードを併記することは可能ですか?

回答) ISSN は流通コードとして使われていないので、市販するために ISBN を重ねて表示する刊行物もあります。そうすることになんら妨げありませんが、この場合、ISBN は巻数・号数ごとにコード番号が異なりますが、ISSN は全巻を通じて同一のコードが使われます。

質問 10) 雑誌形態であっても書籍扱いとして ISBN コードや JAN コードを付けることは可能でしょうか。

回答) 終期を予定しないで同一タイトルで刊行し続ける発行形態をもつ定期刊行物を販売・頒布するためには、ISBN ではなく定期刊行物コード(雑誌)もしくは ISSN を付与すべきです。

ただし、装丁や体裁が雑誌のような形をしているというだけで、発行ごとに異なる書名(タイトル)をもつ図書、あるいは書名に巻数・号数を表示して完結を予定する全集やシリーズ図書については ISBN を付与することができます。

質問 11) 企業の商品カタログのような、従来の「書籍」とは考えにくい出版物にも ISBN を付けることができるのでしょうか。

回答) 商品カタログは一般的に短期的に利用される宣伝・広告物としての特性があり、ISBN の付与対象物ではありません。原則として ISBN を付けることはできません。

質問 12) 楽譜のピースは ISBN 付与対象外の印刷物とのことですが、楽譜集などについての規準を教えてください。

回答) 表紙も扉も目次も奥付もない1枚ものの印刷複製物は ISBN コード付与対象外とされています。楽譜ピースは、一般的にパートごとを分割可能にするため、複数の印刷物が製本されていない状態で提供されます。これが ISBN 付与対象としない理由の1つです。さらに、楽譜が“音楽の著作物”であるという特性に着目して、楽譜出版物に付与する識別コードとして ISMN(International Standard Music Number)が標準化されています。その運用に関して、ISBN 国際マニュアルは次のようなガイドラインを設けています。

「(楽譜出版物は)場合によって、ソングブック、聖歌、もしくは楽曲集など、解説文を伴ってテキストやイラストなどを大幅に含むものは、音楽出版物又は通常の書籍出版物もしくはその両方とみなすことができる」とし、さらに「(楽譜出版物が)表紙・扉・奥付を伴う書籍としての発行形態ならば、ISMN と ISBN の両方のコードを付与することができ、また、その両コードを当該書籍に明示することが求められる」としています。

楽譜出版物に対する国際標準識別子は、一義的にはあくまでも ISMN であることをご承知ください。

運用についてのご質問

質問 1) すでに ISBN コードを付与されている図書を海外から輸入して、日本国内で販売するとき、日本国内で新たな ISBN コードをつける必要がありますか。

回答) その必要はありません。むしろ、新たな ISBN コードを付与することはできません。

ISBN 国際規準は「ある特定の出版者によって発行される1出版物に対する ISBN コードは1コードのみ付与される。販売又は頒布地域の別、販売者又は頒布者の別にかかわらず、同一の ISBN コードが適用される」と規定しています。

すでに特定の出版者がその書籍に付与した ISBN コードは世界中どこへ行っても有効であり、異なるコードを付加したり、変更したりすることはできません。ISBN は世界標準コードだからです。日本国内の出版者が付与した ISBN コードを持つ1出版物を輸出する場合についても同様のことがいえます。

質問 2) 書籍 JAN コードは、海外で販売するときにもそのまま使用できるのでしょうか。

回答) 先に回答したとおり、ISBN は世界標準コードです。ISBN から始まる 13 桁の国際標準図書番号は、加盟国であればどこでも通用します。

しかしながら、ISBN 国際標準図書番号に図書分類記号と価格コードを付加した「日本図書コード」及び、日本図書コードから作成される「2段バーコード(書籍 JAN コード)」は、日本のローカルコードですから、下段のコードは海外では通用しません。輸出図書にバーコード表示を行う場合は、あらかじめ当該国のお取引先にご相談ください。

質問 3) 海外の出版社と共同出版の写真集を販売する予定です。日本国内で流通するための ISBN コードは誰が付与するのでしょうか。

回答) 共同出版物に対する ISBN コードについて、ISBN 規準は、「その相手先が国内外の出版者であるか否かを問わず、流通責任のある出版者によって付与される。またその際、共同出版者の各々が発行する ISBN コードを各自の出版者名と共に奥付に併記することは妨げない。しかしながら、書籍の最も外側(表紙あるいはカバー)に表示するバーコードを伴う ISBN コードは、流通責任のある出版者が付与する1コードのみとする」としています。

これは、あくまでも共同出版物に関する規準であり、単なる輸入書籍にまで適用されるものではありません。

質問 4) 増刷(重版)する際、定価改定を予定しています。ISBN 番号は変更する必要がありますでしょうか?

回答) 増刷(重版)する場合も、定価および本体価格を改定する場合も、ともに、ISBN 国際標準図書番号を変更する必要はありません。ただし、定価(本体価格)改定をする場合は、日本図書コード中の価格コードに影響します。その部分の訂正は必要です。

質問 5) ISBN コードが付与されている書籍を、著作権と共に当該発行者から譲り受けた場合、譲受出版者は直ちにその書籍に自らの ISBN 出版者記号を用いた新たな ISBN コードを付与しなくてはならないのでしょうか。

回答) ISBN 国際規準は「譲受出版者の手による増刷(重版)複製時において、譲受出版者の出版者記号を用いた新コードを付与するまでの間は、当該書籍に譲渡出版者が付与・印刷した ISBN コードのまま扱うことができる」と規定しています。しかしながら、譲受出版者が現実にはこのような運用をするためには、流通上の混乱を避けるために、取引先などへの周知徹底、その他取引先の要請に従う必要が生じます。

質問 6) 自費出版本に ISBN コードをつけて発行しました。ネットなどで書名を検索しましたが、私の本の情報が見つかりません。発行するごとに ISBN と共に、どこかに登録をする必要があるのでしょうか。

回答) 現在、「利用の手引き」などでご案内している書誌情報の登録方法は、「国立国会図書館の納本制度(法的義務)」と日本書籍出版協会データベースセンターが窓口となる「データベース日本書籍総目録(任意)」の二つです。それらに、あなたが納本や書誌登録をすることで、それぞれの検索サイトにおいてあなたの本の情報検索をすることができます。さらに、あなたが頒布・販売のためにその他一定の取引先を持つならば、それぞれの取引先の検索サイトに登録されて検索できることになるでしょう。

質問 7) ISBN コードを持たない既刊本の書籍に、ISBN コードを新たに付与することは可能でしょうか。また、後から書籍本体にコード表示をシール貼りすることも可能ですか。

回答) 発行済みの書籍に一度も ISBN を付与していなければ、新たに ISBN コードを付与することができます。その際、付与しているか否かの確認はくれぐれも慎重にしてください。そして、すでに印刷製本済みの書籍にコードを表示する場合はシール貼付で対応することも可能です。印刷方法、表示箇所と位置については「利用の手引き」等を確認の上、間違いのないようご注意ください。

質問 8) Cで始まる分類記号はどのように決めるのでしょうか。また、どんなところで使われるのでしょうか。

回答) 4桁の分類記号は、書店がその本を陳列する売場の分野を決めるときガイドラインになります。分類別売上げ統計などを作成するときのガイドラインにもなります。「利用の手引き」掲載の分類記号一覧表に従って、出版者ご自身が作成してください。

各種手続きについてのご質問

質問 1) 現在登録中の ISBN 出版者記号の枠内で使える（書名）コードが近々なくなりそうです。新たに出版者記号を申請したいのですが方法を教えてください。

回答) まず、日本図書コード管理センターにお電話でご連絡ください。運用状況などをお聞かせいただいた上で、次に発行する出版者記号（複次記号といいます）のご希望を伺う書面を FAX（現在ご登録の FAX 番号・ご担当者宛）でお送りします。その書面に必要事項をご記入の上、折り返し FAX でご返信ください。

その書面に基づいて、当該出版者様専用の複次（出版者）記号申込書を郵送いたしますので、書式に従って申込書を作成してご提出ください。提出後の手続き方法と標準処理期間は、新規申請時に準じます。

【ご注意】 5 桁以上の出版者記号を登録されている出版者の場合、使用可能な書名コードの枠が残っているのに、コードリストの記入枠がなくなったことで複次記号の申請をしないではいけないと勘違いされる方がいます。まずは、お電話ください！

質問 2) 出版活動を停止しました。今後出版活動をする見込みがないので、ISBN 出版者記号の取消しをしたいのですがどのように進めれば良いでしょうか。また、ISBN 出版者記号の登録を取消した場合、既刊本に付与した ISBN コードの扱いはどうなるのでしょうか。

回答) 現在ご登録中の ISBN 出版者記号を今後将来に渡って使用しないという場合、ご登録の状況によって手続き方法が異なる場合があります。まずは、日本図書コード管理センターまでご連絡ください。個別のケースに対応してご案内をさせていただきます。

そして、出版者記号を取消し（使用停止）した後も、発行済み書籍にいったん付与された ISBN コードは、固有の書籍を特定するコード番号として永遠に残ります。

質問 3) 事務所の引越しで住所が変わりました。登録内容変更手続きを教えてください。

回答) ご登録後、登録事項に変更があった場合は内容変更届をご提出下さい。

ISBNコードのみ登録の方・・・ISBNコード登録内容変更届

書籍JANコードもご登録の方・・・書籍JANコード登録内容変更届

電話・FAX・ご担当者・メールアドレス・URL などご住所以外の登録情報に変更があった場合も同様に内容変更届をご提出下さい。

各内容変更届用紙は当センターホームページ『図書コード修正届出』内にある用紙をプリントアウト頂くか当センター発行『利用の手引き』の用紙をコピーして、ご記入・ご捺印の上、下記までご郵送下さい。（FAX不可）

【郵送先】〒162-0828 東京都新宿区袋町 6 日本出版会館

日本図書コード管理センター

分類記号一覧表

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|----|----|----|----|-------------------------|----|------------------|------------------|---------------|------|
| ① 販売対象 (1桁目) | コード | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 内容 | 一般 | 教養 | 実用 | 専門 | 検定教科書 消費税の課税品 その他 | 婦人 | 学参 I (小中学生対象) | 学参 II (高校生対象) | 児童 中学生以下対象 | 雑誌扱い |

● 配本、店頭陳列などの流通業務に対し、出版者として販売対象及びセールスポイントを明確にするため

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-----|----|----|-------|----------------|-------|----|----|------------|-------|
| ② 発行形態 (2桁目) | コード | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 内容 | 単行本 | 文庫 | 新書 | 全集・双書 | 日記・手帳 カレンダー | 辞典・事典 | 図鑑 | 絵本 | 磁性媒体 など | コミックス |

③ 内容 3桁目：大分類 4桁目：中分類

● 内容の主題による分類を表すコード

全集・双書(シリーズ)は一点ごとに主題に合わせたコードとする。空白の部分はリザーブコードなので使用禁止。

| 中分類 大分類 | | 中分類 | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|--------|-----------|--------|--------|------|-------------|-------|--------|---------|--------|----|---------------|------------|
| | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | |
| 0 | 総記 | 総記 | 百事典 | 年鑑誌 | | 情報学 | | | | | | | | |
| 1 | 哲学 | 哲学 | 心理学(学) | 倫理(学) | | 宗教 | 仏教 | キリスト教 | | | | | | |
| 2 | 歴史 | 歴史総記 | 日本史 | 外国史 | 伝記 | | 地理 | 旅行 | | | | | | |
| 3 | 社会科学 | 社会科学総記 | 政治含む国防・軍事 | 法律 | 経済財政 | 経営 | | 社会 | 教育 | | 民族俗 | | | |
| 4 | 自然科学 | 自然科学総記 | 数学 | 物理学 | 化学 | 天文学 | 生物学 | | 医学 | | | | | |
| 5 | 工学・工業 | 工学工業総記 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 | 電子通信 | 海事 | 採治 | 鉱金 | その他の工業 | | | |
| 6 | 産業 | 産業総記 | 農林業 | 水産業 | 商業 | | 交通通信 | 通業 | | | | | | |
| 7 | 芸術・活 | 芸術総記 | 絵彫 | 画刻 | 写真 | 音舞 | 楽踊 | 演映 | 劇画 | 体育スポーツ | 諸芸 | 家事 | 日記手帳 カレンダー | コミック 劇画 |
| 8 | 語学 | 語学総記 | 日本語 | 英米語 | | ドイツ語 | フランス語 | | 外国語 | | | | | |
| 9 | 文学 | 文学総記 | 日本文学総記 | 日本文学詩歌 | 日本文学小説 | | 日本文学評論随筆その他 | | 外国文学小説 | 外国文学その他 | | | | |

分類記号の明細

分類記号第1桁（販売対象）の解説

| コード | 内 容 | 解 説 |
|-----|-------------------|----------------------------------|
| 0 | 一 般 | 下記のいずれにも該当しないもの（広く一般を対象とするもの） |
| 1 | 教 養 | 教養面を主体とした内容のもので、知識階層を対象としたもの。 |
| 2 | 実 用 | 主として実務に役立つ実用的な内容のもので、実務家が対象 |
| 3 | 専 門 | 主として学術・専門的なもので、専門家学究者層が対象。 |
| 4 | 検定教科書・消費税非課税品・その他 | 検定教科書 |
| 5 | 婦 人 | もっぱら婦人を対象とするもの。 |
| 6 | 学参Ⅰ（中・小） | 小中学生を対象とする学習参考書（通常の学習参考書及び受験参考書） |
| 7 | 学参Ⅱ（高校） | 高校生を対象とする学習参考書（通常の学習参考書及び受験参考書） |
| 8 | 児 童 | 中学生以下の児童・生徒を対象とするもので6に該当しないもの。 |
| 9 | 雑 誌 扱 | 雑誌扱いで取り扱われながら、日本図書コードを表示するもの。 |

分類記号第2桁（発行形態）の解説

| コード | 内 容 | 解 説 |
|-----|-----------|---------------------------------|
| 0 | 単 行 本 | 下記のいずれにも該当しないもの。 |
| 1 | 文 庫 | A6判を中心とした書籍 |
| 2 | 新 書 | B40取判を中心とした軽装版 |
| 3 | 全 集・双 書 | 1, 2, 5, 6, 7に該当しない全集及び双書 |
| 4 | ムック・その他 | ムック*、及び1～3, 5～9に該当しないものすべて。 |
| 5 | 辞 典・事 典 | 辞典・事典類 |
| 6 | 図 鑑 | 図鑑類 |
| 7 | 絵 本 | 絵本類 |
| 8 | 磁性媒体など | カセットブック、CD-ROM、ビデオなどの磁性媒体。フォトCD |
| 9 | コ ミ ッ ク ス | |

*ムック：Magazine+Book=Mook

雑誌の形態をしたビジュアルな本。

分類記号下2桁(内容コード)の明細

| コード | 項目 | 対象範囲 (日本十進分類法—NDCの主な項目) の例 | NDC |
|-----------------|-------|---|----------------------|
| 総記 | | | |
| | | コード10位が1～9のいずれにも専属しないもの | |
| 00 | 総記 | 知識・学問一般、図書館、図書・書誌学、ジャーナリズム・新聞、出版、博物館、団体・協会 各種図書目録、写本・造本、書評、著作権、出版論、書店(新・古)、出版の自由・検閲、論文集、公共図書館、学校図書館、専門図書館、叢書、自費出版、蔵書票、団体協会の歴史・会議記録 | 01,02,04 06,07,08 |
| 01 | 百科事典 | 百科事典 日用便覧、クイズ集、番付 | 03 |
| 02 | 年鑑・雑誌 | 逐次刊行物 研究紀要、雑誌(雑誌はISBNの対象外だが特例としてISBNを使用する場合はここに分類する) 雑誌に関する書籍など | 05 |
| 04 | 情報科学 | コンピュータ関連 ハードウェア、OS、アプリケーションソフト、ワープロ、パソコン、中央処理装置(CPU)、コンピュータ言語、人工知能、パタン認識、データ処理 記憶媒体、デジタルデータ、サーバー、情報処理試験 | 007 548 |
| 哲学・宗教・心理 | | | |
| 10 | 哲学 | 哲学、哲学各論、東洋思想、西洋哲学、現代思想 人生観、世界観、国学、儒教各派、諸子百家、観念論、唯物論、実存主義、神秘主義、弁証法、ニヒリズム、朱子学、陽明学、ヴェーダ | 10,11,12, 13 |
| 11 | 心理(学) | 心理学、心霊研究、易占、カウンセリング 知能、愛情、学習・記憶、情緒、人格、性格判断、欲望、潜在意識、催眠術、カウンセリング、呪術、手相、人相、予知・予言、超能力 | 14 |
| 12 | 倫理(学) | 倫理学、道徳、国体論、武士道、人生訓 個人主義・利己主義、人道主義・博愛主義、忍耐・勇気、全体主義・国家主義、公德心・愛国心、家憲・家訓、金言・格言 | 15 |
| 14 | 宗教 | 宗教学、宗教思想、神話、神話学、宗教一般、仏教・キリスト教以外の宗教 宗教家、自然崇拜、道教、神道、イスラム教、神社、ヒンズー教、まじない | 16,17 |
| 15 | 仏教 | 仏教に関するもの 仏教哲学、経典、寺院、曼荼羅、巡礼、ラマ教、名僧伝 | 18 |
| 16 | キリスト教 | キリスト教に関するもの 神学、原罪、聖書、教会、修道院、モルモン教、救世軍、ユダヤ教 | 19 |

| コード | 項目 | 対象範囲(日本十進分類法—NDCの主な項目)の例 | NDC |
|--------------|-----------------|--|----------------------------|
| 歴史・地理 | | | |
| 20 | 歴史総記 | 歴史一般、歴史学 考古学、世界史、歴史教育、世界大戦、例えば○×文明、×○時代など 世界歴史地図 | 20 |
| 21 | 日本歴史 | 日本史 日本歴史地図、讓位、改元、有職故実、花押、元服、地方史、邪馬台国 (戦史は[31]、戦記は[95]または[98]) | 21 |
| 22 | 外国歴史 | 日本以外の各地域の歴史(アジア、東洋、ヨーロッパ、西洋、アフリカ、 南北アメリカ、オセアニア) 古代ローマ史、民族大移動、シルクロード、十字軍、ルネッサンス、南北戦争 | 22,23,24 25,26,27 |
| 23 | 伝記・系譜 | 伝記、系譜 皇室、天皇、陵墓、姓氏、墓誌、人名辞典、武鑑、職員録、紳士録、家紋、自分史 (自叙伝)、家系図、国旗、徽章、家伝、華族、爵位 | 28 |
| 25 | 地理 | 地理学、人文地理学、地誌学、海洋 環境論、地名、史跡、名勝、一般地図、海図、水路図 | 29 |
| 26 | 旅行 | 旅に関するもの 旅行書、ガイドブック、探検記、漂流記、紀行文 | |
| 社会科学 | | | |
| 30 | 社会科学総記 | 社会科学全般にわたるもの 社会科学史、社会科学教育、社会思想、唯物史観、就職試験問題集 | 30 |
| 31 | 政治(国防・ 軍事含む) | 政治学・政治思想、議会、政党、行政、地方自治、外交、国防 軍事(軍政・軍令・戦略) 民族主義、保守主義、共産主義、右翼、選挙、選挙権、内閣、封建制度、革命、都 市問題、住民運動、過疎、人種問題、公務員、警察、栄典制度、国葬、住民、オン ブズマン、基地問題、スパイ活動、戦史、作戦研究、国際連合 | 31,39 |
| 32 | 法律 | 法律・慣行 法令集、判例集、訴訟手続、法人、入会権、小作権、婚姻・離婚(法手続としての)、 遺言、代理人、破産、和議、少年法、国際法、帰化、司法試験、国際オリンピック 委員会、ヨーロッパ連合、国際裁判、講和条約、国際警察、 | 32 |
| 33 | 経済、財政、 統計 | 経済、人口、土地・資源、通貨、金融、保険、財政、統計 日経連、経団連、商工会議所、近代経済学諸派、マルクス経済学、需要と供給、独 占と競争、国民所得(GNP・GDP)人口問題、インフレ・デフレ、恐慌、貨幣、利 子・利息、株式投資、租税、専売、国有財産、債務超過、為替、手形・小切手、デ ノミネーション、平価切下げ | 33(除く 335,336) 34,35 |

| コード | 項目 | 対象範囲 (日本十進分類法—NDCの主な項目) の例 | NDC |
|----------------|--------|---|----------|
| 社会科学 続き | | | |
| 34 | 経営 | 企業・経営、工程管理、簿記 経営学、手工業、ギルド、マニファクチュア、中小企業、生産計画、下請企業、会社、株主総会、企業合併、稟議制度、秘書、勘定科目、財務諸表、定年制、福祉産業、社史、人事管理、人事評価、就業規則、時間外勤務、商品管理 | 335,336 |
| 36 | 社会 | 社会、社会学、社会政策・社会保障、社会保険、生活・消費者問題、労働経済・労働問題、家庭・性問題、社会福祉 地方性・国民性、暴動、マスコミ、世代、階級、社会的地位(貴族)、世論調査、同和問題、失業保険、厚生年金、国民年金、労働組合、ストライキ、外国人労働、女性解放、結婚離婚問題、同性愛、セクハラ、ストーカー、ホームレス、暴力団、ギャンブル、少年非行、援助交際、禁酒禁煙運動、男女雇用機会均等法 | 36 |
| 37 | 教育 | 教育学、学校教育、社会教育、その他教育に関するもの 登校拒否、いじめ、家庭内暴力、留学、海外帰国子女、英才教育、PTA、同窓会、学位、手話、点字、しつけ、日本教育史、教育委員会、大学検定試験 | 37 |
| 39 | 民俗・風習 | 風俗習慣、民族学、民俗学、伝説・民話、民間信仰、冠婚葬祭、礼儀作法 衣食住の習慣、組・講、産育習俗(産湯・宮参り・七五三)絵馬、文化人類学、比較民俗学、服装・服飾史、刺青、纏足、民家・民具、苗字・屋号、七福神 | 38 |
| 自然科学 | | | |
| 40 | 自然科学総記 | 科学理論、科学史、自然史(誌)、自然科学全般にわたるもの 科学技術政策、科学技術行政 | 40 |
| 41 | 数学 | 数学、代数学、数論、解析学、幾何学、確率論・数理統計等 暗算、和算、そろばん、微分・積分、函数論、ユークリッド幾何学 | 41 |
| 42 | 物理学 | 物理学、理論物理学、力学、音響学、光学、熱学、電磁気学、物性物理学、原子物理学、量子学 放電、放射線、放射能、X線、音響測定、共鳴、プラズマ、原子模型、核分裂 | 42 |
| 43 | 化学 | 化学、物理化学、理論化学、実験科学、分析化学、合成化学 無機化学、有機化学、元素、天然資源の化学 原子論、水素イオン濃度(pH)、オゾン、分子構造、蛍光、コロイド | 43 |
| 44 | 天文・地学 | 天文学、宇宙科学、地球科学、地学、地質学、気象学、海洋学 天文台、潮の干満、時差、暦、気圧、雨、火山、温泉、断層、化石、地震、火山 | 44,45 |
| 45 | 生物学 | 生物科学、一般生物学、植物学、動物学 生命論、生化学、DNA、ホルモン、微生物、細菌、かび、ウイルス、遺伝子、群生寄生、人類学、遺伝学、酵素、昆虫採集、生命の起源 | 46,47,48 |

| コード | 項目 | 対象範囲(日本十進分類法—NDCの主な項目)の例 | NDC |
|----------------|----------|--|-----------------------|
| 自然科学 続き | | | |
| 47 | 医学・歯学・薬学 | 医学、基礎医学、臨床医学・診断・治療、内科学、外科学、婦人科学 眼科学、歯科学、衛生学・公衆衛生・予防医学、薬学 (家庭医学は家事[77]) 医師国家試験、消化・栄養、胃カメラ、人間ドック、献血、ワクチン、自然療法 ホスピス、アレルギー、中毒、ヒステリー、生活習慣病、アイバンク、視力、色神 異常(色盲)、麻薬中毒、解剖学、人工呼吸、あんま、マッサージ、病院経営 | 49 |
| 工学・工業 | | | |
| 50 | 工学・工学総記 | 工学・工業全般にわたるもの クレーム管理、JIS、特許 | 50 |
| 51 | 土木 | 建設工学、土木工学、測量、土木設計・施工法、道路工学、橋梁工学 鉄道工学、河川工学、衛生工学、都市工学、公害・環境工学 トンネル、水害・治水、ダム、築港、水源・水質、井戸、ごみ、地すべり・山崩れ 土石流、環境問題、地盤沈下、交通量調査、測量、鉄道建設、モノレール 環境アセスメント、水質汚濁、海洋汚染、光化学スモッグ、産業廃棄物 | 51 |
| 52 | 建築 | 建築学、建築構造、図学、建設計画・施工、住宅建築、建築設備・設備 工学、建築意匠・装飾 ソーラーハウス、とび職、ハウジング、別荘、バンガロー | 52 |
| 53 | 機械 | 機械工学、機械力学・材料・設計、機械工作・工作機械、熱機関・熱工 学、流体工学、精密機械、光学器械、運輸工学・車両・運搬機械、自動 車工学、航空宇宙工学、原子力工学 ホログラフ、SL・DL、航空機・航空事故、宇宙開発、人工衛星、原子炉、原子 力災害、原子力の平和利用、原子力発電、望遠鏡、顕微鏡、手押し車 | 53 |
| 54 | 電気 | 電気工学、電気回路・計測・材料、電気機械、発電・送電・電灯・照明・ 電熱、電気鉄道 電力問題、広告照明、家庭用電化製品、鉄道電化、EL | 54 (除く 547,548) |
| 55 | 電子通信 | 通信工学、電気通信、電子工学 通信機器、磁気録音・録画、光学録音・録画、ファクシミリ、電話、電波行政、無 線・ハム、放送、無線妨害、衛星放送、電子理論、集積回路(IC・LSI) | 547,549 |
| 56 | 海事・兵器 | 海洋工学、船舶工学、航海・航海学、海洋開発、兵器・軍事工学 造船、帆船、原子力船、海図、海難、化学兵器、生物兵器、銃、ピストル | 55 |
| 57 | 採鉱・冶金 | 金属工学、鉱山工学、採鉱・選鉱、冶金、合金、鉄鋼、非鉄金属、金属 加工、製造冶金学、石炭・石油 天然ガス、パイプライン、レアメタル、貴金属、はんだ、メッキ、硫黄、岩塩 石膏、琥珀、宝石、金属疲労 | 56 |

| コード | 項目 | 対象範囲 (日本十進分類法—NDCの主な項目) の例 | NDC |
|-----------------|--------|--|-------------------|
| 工学・工業 続き | | | |
| 58 | その他の工業 | 化学工業、化学工学、電気化学工業、窯業、化学薬品、燃料・爆発物 油脂類、高分子化学工業、製造工業、事務機械・家庭機械、楽器、木工業、パルプ・製紙工業、繊維工業、染色業、食品工業、その他雑工業 和紙、古紙、アパレル産業、精糖、酒造・醸造、ソフトドリンク、製菓、洋傘 | 56,57,58 |
| 産 業 | | | |
| 60 | 産業総記 | 産業政策 | 60 |
| 61 | 農林業 | 農学、農業、園芸、蚕糸業、畜産業、林業、農業経済 農業政策、土地改良、離村、肥料、風水害・干害、香辛料、ハーブ、園芸、花卉 造園、花ことば、国花・県花、ペット、食用きのこ、山菜、養蚕、ゴム、うるし 炭焼、鳥獣保護、乳製品、畜産加工、JAS、昆虫飼育(カブト虫など) | 61,62,63 64,65 |
| 62 | 水産業 | 水産学、漁業、水産製造業 網元、漁獲制限、水産増殖(さけ・うなぎ・かき) 観賞魚(金魚・錦鯉など) 練製品(かまぼこ・はんぺん・ちくわ) 真珠養殖 | 66 |
| 63 | 商業 | 商業、商業政策・行政、商業史、商店経営、広告・宣伝、マーケティング、貿易 商工組合、商品管理、販売管理、販売契約、カタログ販売、信用販売、フランチャイズチェーン、ウインドウディスプレイ、自販機、専門店、市場、コンビニエンスストア、サービス産業、リース業、人材派遣業、ダイレクトメール、広告媒体、富くじ(宝くじ) ダumping、ボイコット、関税、商業語学、商業史 | 67 |
| 65 | 交通・通信 | 運輸・交通、航空運送、倉庫業、観光事業、通信事業、郵便・郵便事業、電気通信事業、放送事業 交通事故、旅客、道路管理、駐車場、ロードマップ、宅配便、鉄道、時刻表、ハイジャック、みやげ物、遊園地、添乗員、ガイド、ホテル・旅館、郵便切手、インターネット、Eメール、ファクシミリ、テレホンカード、電話帳、アナウンサー、ニュースキャスター、放送番組、ケーブルテレビ、 | 68,69 |
| 芸術・生活 | | | |
| 70 | 芸術総記 | 芸術理論・美学、美術史、芸術評論 芸術鑑賞法、美術商、国宝・重要文化財 | 70 |
| 71 | 絵画・彫刻 | 彫刻、絵画、書、印章・篆刻 修理保存技術、木彫、画廊、展覧会、絵本、はり絵、ポスター、レタリング、書道(ペン習字も)、版画、シンボルマーク、仏像、オブジェ、メダル、シルクスクリーン、英習字 | 71,72,73 |

| コード | 項目 | 対象範囲(日本十進分類法—NDCの主な項目)の例 | NDC |
|-----------------|----------|--|-----------|
| 芸術・生活 続き | | | |
| 72 | 写真・工芸 | 写真、印刷、美術工芸一般 コンクール、写真薬品・処方、カメラ(ビデオ)の使用法、写真関係設備、撮影技術、紙以外への写真・印刷、校正、孔版 エッチング、シルクスクリーン、陶芸、漆工芸、染織工芸、竹工芸、骨董品、デザイン、芸術家具、人形、玩具 | 74,75 |
| 73 | 音楽・舞踊 | 音楽、楽器、舞踊 音楽会、音楽興行、作曲法、演奏、指揮、声楽、オルゴール、宗教音楽、オペラ カラオケ、邦楽、雅楽、神楽、小唄・端唄、詩吟、バレエ、日本舞踊、パントマイム(一枚ものの楽譜はISMNの対象) | 76 |
| 74 | 演劇・映画 | 演劇(大衆演劇を除く)、映画、テレビ・放送の演劇 歌舞伎、能楽、狂言、文楽(いずれも演劇として)新派、新劇、人形劇 | 77(除く779) |
| 75 | 体育・スポーツ | 体育・スポーツ、武道、釣り・遊猟 体育医学、競技大会、オリンピック、国体、ジャズダンス、フィットネス、トランポリン、サーフィン、オートキャンプ、魚拓、相撲、競馬、オートキャンプ、忍術、 | 78 |
| 76 | 諸芸・娯楽 | 大衆演劇、茶道、華道、書道、囲碁・将棋、室内遊戯、ダンス 寄席、落語、講談、浪曲、村芝居、サーカス、演歌、茶器、懐石、生花 花札、麻雀、カード(トランプ)カルタ、社交ダンス | 779,79 |
| 77 | 家事 | 家政学・生活科学、家庭経済、家庭理工学、衣服・裁縫、手芸、理容 食品・料理、住居・家具調度、家庭衛生、育児 下宿、冷暖房、日曜大工、和裁、着付け、スタイル画、刺繍、組紐、ドライフラワー、結髪、ダイエット、駅弁、掃除、家庭医学、あんま、しつけ 食餌療法 | 59 |
| 78 | 生活 | 日記、手帳、カレンダー ただし著作物の要素を含む出版物 | |
| 79 | コミックス・劇画 | 例えばフィクションものは79とし、事物の解説をコミック調で表現したものはそれぞれの主題によって分類するなど、出版者の判断によって選定してよい。 | 726 |
| 語学 | | | |
| 80 | 語学総記 | 語学全般にわたるもの(言語学、言語生活ほか) 方言学、言語地理学、象形文字、文字にならない伝達(手話など)、クロスワードパズル、話し方、演説、スピーチ集、司会、座談法 暗号、速記、通訳 | 80 |

| コード | 項目 | 対象範囲 (日本十進分類法—NDCの主な項目) の例 | NDC |
|----------------|---------------|---|----------------------------------|
| 語 学 続 ぎ | | | |
| 8 1 | 日本語 | 日本語に関するもの 万葉仮名、国語・国字問題、アクセント、筆順、俗語、隠語、廓言葉、方言、敬語法 | 81 |
| 8 2 | 英(米)語 | 英語(米語)に関するもの アクセント、イントネーション | 83 |
| 8 4 | ドイツ語 | ドイツ語その他のゲルマン諸語 オランダ語、フィンランド語を除く北欧各国語 | 84 |
| 8 5 | フランス語 | フランス語に関するもの プロヴァンス語、ワロン語、カタロニア語 | 85 |
| 8 7 | 各国語 | 中国語、東洋の諸言語、スペイン語、イタリア語、その他ヨーロッパの諸言語、エスペラント アイヌ語、サンスクリット、アフリカの諸言語ほか | 82,86,87 88,89 |
| 文 学 | | | |
| 9 0 | 文学総記 | 文学史、文学理論 小説作法、韻律学、比較文学 | 90 |
| 9 1 | 日本文学総記 | 日本文学史、地方文学史 | 910 |
| 9 2 | 日本文学詩歌 | 日本文学の詩歌 和歌、短歌、俳句、連歌、狂歌、川柳、訳詞 | 911 |
| 9 3 | 日本文学小説・物語 | 日本の小説・物語、戯曲 歌舞伎、謡曲、浄瑠璃(いずれも台本として)、童話、推理小説 | 912,913 |
| 9 5 | 日本文学評論・随筆・その他 | 日本の評論・小品・随筆、日記、書簡、ルポルタージュ、日本人の漢詩文、 | 914,915 916,917 |
| 9 7 | 外国文学小説 | 外国文学の小説・戯曲 | 92,93 |
| 9 8 | 外国文学その他 | 外国文学の小説以外の文学 詩歌、評論、随筆、日記、手記など | 90,91 94,95 96,97 98,99 |

ISBN国記号一覧(アルファベット順)

| 国・地域 | 接頭記号 - 国記号 | | 国・地域 | 接頭記号 - 国記号 | | | | |
|--|------------|-----------|--|------------|-----------|---|-----------|----------|
| Afghanistan | 978-9936 | | English language Australia, Canada, Gibraltar, New Zealand, South Africa, United Kingdom and Ireland, United States, Zimbabwe | 978-1 | 978-0 | | | |
| Albania | 978-99956 | 978-99927 | | | | | | |
| | 978-99943 | 978-9928 | | | | | | |
| Algeria | 978-9947 | 978-9961 | | | | Eritrea | 978-99948 | |
| | 978-9931 | | | | | Estonia | 978-9949 | 978-9985 |
| Andorra | 978-99920 | 978-99913 | | | | Ethiopia | 978-99944 | |
| Argentina | 978-987 | 978-950 | | | | Faroe Islands | 978-99918 | |
| Armenia | 978-99930 | 978-9939 | | | | Finland | 978-951 | 978-952 |
| | 978-99941 | | | | | France | 979-10 | |
| Azerbaijan | 978-9952 | | | | | French language France, Belgium, Canada, Switzerland | 978-2 | |
| Bahrain | 978-99901 | 978-99958 | | | | | | |
| Bangladesh | 978-984 | | Gabon | 978-99902 | | | | |
| Belarus | 978-985 | | Gambia | 978-9983 | | | | |
| Benin | 978-99919 | | Georgia | 978-99928 | 978-9941 | | | |
| Bhutan | 978-99936 | | | | 978-99940 | | | |
| Bolivia | 978-99905 | 978-99954 | German language Germany, Austria, Switzerland | 978-3 | | | | |
| Bosnia and Herzegovina | 978-9958 | | | | | | | |
| Botswana | 978-99912 | | Ghana | 978-9988 | 978-9964 | | | |
| Brazil | 978-85 | | Greece | 978-960 | | | | |
| Brunei Darussalam | 978-99917 | | Guatemala | 978-99929 | 978-99939 | | | |
| Bulgaria | 978-954 | | | | 978-99922 | | | |
| Cambodia | 978-99950 | 978-99963 | Haiti | 978-99935 | | | | |
| Cameroon | 978-9956 | | Honduras | 978-99926 | | | | |
| Caribbean Community Antigua AG, Bahamas BS, Barbados BB, Belize BZ, Cayman Islands KY, Dominica DM, Grenada GD, Guyana GY, Jamaica JM, Montserrat MS, St. Kitts-Nevis KN, St. Lucia LC, St. Vincent and the Grenadines VC, Trinidad and Tobago TT, Virgin Islands (Br.) VG | 978-976 | | Hong Kong, China | 978-962 | 978-988 | | | |
| | | | Chile | 978-956 | | Hungary | 978-615 | 978-963 |
| | | | China, People's Republic | 978-7 | | Iceland | 978-9935 | 978-9979 |
| | | | Colombia | 978-958 | | India | 978-93 | 978-81 |
| | | | Congo | 978-99951 | | Indonesia | 978-602 | 978-979 |
| | | | Costa Rica | 978-9930 | 978-9977 | International NGO Publishers and EC Organizations | 978-92 | |
| | | | | 978-9968 | | | | |
| | | | Croatia | 978-953 | | Iran | 978-600 | 978-964 |
| | | | Cuba | 978-959 | | Israel | 978-965 | |
| | | | Cyprus | 978-9963 | | Italy | 978-88 | |
| Czech Republic and Slovakia | 978-80 | | Japan | 978-4 | | | | |
| Denmark | 978-87 | | Jordan | 978-9957 | | | | |
| Dominican Republic | 978-99934 | 978-9945 | Kazakhstan | 978-9965 | 978-601 | | | |
| Ecuador | 978-9942 | 978-9978 | Kenya | 978-9966 | | | | |
| Egypt | 978-977 | | Korea, P.D.R. | 978-9946 | | | | |
| El Salvador | 978-99923 | 978-99961 | Korea, Republic | 978-89 | | | | |
| | | | Kosova | 978-9951 | | | | |
| | | | Kuwait | 978-99906 | | | | |
| | | | Kyrgyz Republic | 978-9967 | | | | |
| | | | Lao People's Democratic Republic | 978-9932 | | | | |
| | | | Latvia | 978-9984 | 978-9934 | | | |

| 国・地域 | 接頭記号 - 国記号 | |
|------------------------------------|------------|-----------|
| Lebanon | 978-614 | 978-9953 |
| Lesotho | 978-99911 | |
| Libya | 978-9959 | |
| Lithuania | 978-9955 | 978-609 |
| | 978-9986 | |
| Luxembourg | 978-99959 | |
| Macau | 978-99937 | |
| Macedonia | 978-9989 | 978-608 |
| Malawi | 978-99908 | 978-99960 |
| Malaysia | 978-967 | 978-983 |
| Maldives | 978-99915 | |
| Mali | 978-99952 | |
| Malta | 978-99957 | 978-99932 |
| | 978-99909 | |
| Mauritius | 978-613 | 978-99949 |
| | 978-99903 | |
| Mexico | 978-970 | 978-607 |
| | 978-968 | |
| Moldova | 978-9975 | |
| Mongolia | 978-99929 | 978-99962 |
| Montenegro | 978-9940 | |
| Morocco | 978-9981 | 978-9954 |
| Namibia | 978-99945 | 978-99916 |
| Nepal | 978-99933 | 978-99946 |
| | 978-9937 | |
| Netherlands | 978-90 | 978-94 |
| Netherlands Antilles and Aruba | 978-99904 | |
| Nicaragua | 978-99924 | 978-99964 |
| Nigeria | 978-978 | |
| Norway | 978-82 | |
| Pakistan | 978-969 | |
| Palestine | 978-9950 | |
| Panama | 978-9962 | |
| Papua New Guinea | 978-9980 | |
| Paraguay | 978-99953 | 978-99925 |
| Peru | 978-9972 | 978-612 |
| Philippines | 978-971 | |
| Poland | 978-83 | |
| Portugal | 978-989 | 978-972 |
| Qatar | 978-99921 | |
| Romania | 978-973 | 978-606 |
| Russian Federation and former USSR | 978-5 | |
| Saudi Arabia | 978-603 | 978-9960 |
| Serbia and Montenegro | 978-86 | |
| Seychelles | 978-99931 | |
| Sierra Leone | 978-99910 | |
| Singapore | 978-981 | 978-9971 |
| Slovenia | 978-961 | |

| 国・地域 | 接頭記号 - 国記号 | |
|--|------------|-----------|
| South Pacific Cook Islands CK, Fiji FJ, Kiribati KI, Marshall Islands MH, Federated States of Micronesia FM, Nauru NR, Niue NU, Palau PW, Solomon Islands SB, Tokelau TK, Tonga TO, Tuvalu TV, Vanuatu VU, Samoa WS and American Samoa AS | 978-982 | |
| Spain | 978-84 | |
| Sri Lanka | 978-955 | |
| Srpska, Republic of | 978-99955 | 978-99938 |
| Sudan | 978-99942 | |
| Suriname | 978-99914 | |
| Sweden | 978-91 | |
| Syria | 978-9933 | |
| Taiwan | 978-986 | 978-957 |
| Tajikistan | 978-99947 | |
| Tanzania | 978-9976 | 978-9987 |
| Thailand | 978-974 | 978-611 |
| | 978-616 | |
| Tunisia | 978-9938 | 978-9973 |
| Turkey | 978-975 | 978-605 |
| | 978-9944 | |
| Uganda | 978-9970 | |
| Ukraine | 978-617 | 978-966 |
| United Arab Emirates | 978-9948 | |
| Uruguay | 978-9974 | |
| Uzbekistan | 978-9943 | |
| Venezuela | 978-980 | |
| Vietnam | 978-604 | |
| Zambia | 978-9982 | |

* 言語的地域 (language)、地理的地域 (Community 等) に属する加盟各国名はそれぞれの地域名の下部に表記しました。なお、地域において複数の国・地域記号を使用する場合、当該国・地域が使用する国・地域記号を () 内に表記しました。

資料集

Web上のデジタルコンテンツに対するISBN付与の基準 (2005年5月日本図書コード管理センター公表)

消費税の総額表示への対応について(増補版)

2003年6月3日発表

2004年2月24日増補

(税制等対策特別委員会作成)



[目次へ戻る](#)

Web上のデジタルコンテンツに対するISBN付与の基準

2005年5月
日本図書コード管理センター

2004年のISBN年次総会の決定を受け、当センターでは日本の実情に合わせ、Web上のデジタルコンテンツに対するISBN付与の基準を下記のとおり決定した。

記

特定の表題を持つ著作物で下記の諸条件を充たすものは、フィジカルな形態を持たないWeb上のデジタルコンテンツであっても、ISBNを識別記号として使用することができる。

以下に記載しない事項については従来のISBN運用規定に従う。

必須条件

A [付与の対象]

(1) 国際基準でISBNの対象外とされたものでないこと。

国際的に該当しないものとして指定されたものは以下の通りである。

- ・オンラインデータベース等、恒常的に更新され、更新データへのアクセスが常時可能な電子出版物
- ・ウェブサイト
- ・販売促進もしくは広告物
- ・電子掲示板
- ・Eメール、その他電子通信
- ・検索エンジン
- ・ゲーム
- ・私的文書（個人の履歴書、自己紹介文等）
- ・スケジューラー・日記・ブログ

(2) 雑誌でないこと。

Webマガジンを含む雑誌（定期刊行物）類はISBNの対象外とする。

すでに発行された（紙媒体）雑誌の表題または目次から記事を検索し、ダウンロードまたは閲覧するようなものは「雑誌」に分類する。

また1個のタイトルの中に1個または複数のコンテンツが存在し、定期的に内容の変更が行われる（連載）コンテンツを含むものは雑誌として扱う。

B [出版者の義務]

(1) ISBNを記載すること

ISBNは原則としてタイトルページまたはトップページに目視可能な大きさで表示する。

記載方法はISBN本体のみ必須とし、分類・価格は必要があれば、出版者の判断によって記載するか否かを決めてよい。

(2) 責任の所在を明記し、変更があれば連絡すること

出版者の責任を明確にし、無責任な出版を抑止するため、住所・電話・メールアドレスなど当センターや読者などが連絡できるものを記載しなければならない。また上記の事項に変更のあった時は遅滞なくセンターに連絡しなければならない。

(3) 書名記号を付与し、管理すること

書名記号は出版者のみが付与の権限を持つ。

出版者は付与した書名記号を管理する責任を負う。

運用（主要なものの例示）

- A) ファイルフォーマットの異なるものは発行形態の変更とみなして、フォーマットごとに別個の ISBN を使用する。(国際合意事項)
 ファイルフォーマットの分類は、出版者が十分管理できる範囲でそれぞれが決定することができる。
- B) すでに印刷物として発行されたものはそれぞれの巻数ごとに 1 個の ISBN を使用することを原則とする。ただし必要に応じてこれを任意に分割し、あるいは合本することもできる（単行本 5 冊が文庫化で 8 冊となるようなケース或いはその逆のケースに準ずる）。
- C) 雑誌などに掲載された記事・論文などは、独立させて表題を付し、ISBN の対象とすることができる。この場合雑誌名を表題にはならない。雑誌名を表題とする場合は「雑誌」として扱い ISBN の対象外とする。（クレジットとして雑誌名を記載することはかまわない。）

上記に記載のない事項については、そのつどセンターまで照会願いたい。

消費税の総額表示への対応について(増補版)

2003 年 6 月 3 日
 2004 年 2 月 24 日増補

税制等対策特別委員会
 社団法人 日本書籍出版協会
 社団法人 日本雑誌協会
 社団法人 日本出版取次協会
 日本書店商業組合連合会

はじめに

平成 15 年度税制改正に伴う消費税法の改正で、中小事業者の特例措置、申告納付制度の見直しとともに、新たに事業者が消費者に対して価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額を含めた支払総額を表示することが 2004 年 4 月 1 日から義務付けられました。

価格を表示する事業者は、消費税法では消費者に資産等を譲渡する事業者ですが、再販出版物の場合は再販契約上、出版社が定価を表示し、再販価格を指示していますので、実質的に出版社が責任を持つこととなります。

当特別委員会は、この消費税の総額表示への対応にあたり、①現行の価格表示を継続できること、②出来るだけ手間と費用が掛からない方法とすることを前提とし、財務省等との打合せを含め検討を行い、再販出版物の価格表示等のガイドラインをまとめました。

このガイドラインは、出版社、取次会社、書店における消費税の総額表示への適切な対応の参考資料として当特別委員会でまとめたものですので、趣旨をご理解の上それぞれで対応していただきたいと存じます。

その後、総額表示等への対応についての問い合わせなどを検討し、当特別委員会では、このガイドラインをより分かり易くするために表現、例示、資料を補い増補版を作成いたしました。したがって、2003 年 6 月 3 日付のガイドラインについて変更するものではありません。

I. 現行方式を継続できる項目**1. 価格表示（出版物自体への表示）**

- (1) 再販出版物の価格表示——（書協・雑協税制専門委員会 1996.7.30 及び 1997.2.13）

(1) 新刊・増刷の価格表示

総額表示として認められる表示方法としては最低限、スリッパ等による総額の表示が必要。いずれかの方法によるかは、各出版社の判断による。

定価（総額）の表示にあたっては、⑤または5%と税率をあわせて表示することにより、税率変更時など容易に判別できるようにすることが、店頭での混乱を回避することになる。

① スリッパ（「定価カード」という）に総額を表示

読者へ周知するために店頭ポスター等で、スリッパを「定価カード」と称して案内する予定。

例、定価 1050 円の場合 定価 1050 円⑤又は税 5%

例1 スリッパ(定価カード)の「ボーズ」部分に表示

| | | | |
|----------|----------------------------------|----|--------------------------|
| 定価1050円⑤ | 冊 | 冊名 | 定価1050円 (本体1000円+税5%) |
| | 帯付 | | |
| 取次・冊名 | ISBN4-〇〇〇〇-〇〇〇〇-C/D C△△△△ ¥1000E | | |

例2 スリッパ(定価カード)の「ボーズ」部分以外に表示

| | | | |
|----------|----------------------------------|----|--------------------------|
| 定価1050円⑤ | 冊 | 冊名 | 定価1050円 (本体1000円+税5%) |
| | 帯付 | | |
| 取次・冊名 | ISBN4-〇〇〇〇-〇〇〇〇-C/D C△△△△ ¥1000E | | |

*帯（オビ）などを付ける場合は、帯（オビ）などに総額を表示することが望ましい。

② スリッパ（定価カード）がない場合の価格表示

スリッパ（定価カード）のようなものを挟みこんで、総額を表示。

| | | |
|----------|-----------------------------------|---------|
| 定価1050円⑤ | 冊名「〇〇」の税抜価格は、税別1000円(本体1000円+税5%) | 冊名 社 |
|----------|-----------------------------------|---------|

(2) 既刊書の価格表示

新刊・増刷の価格表示に準ずる。何らかの自主的な方法で総額の表示が必要。

3. 端数処理上の問題（書店からの課題）

① 総額表示の下で複数冊の販売の場合、「税抜価格」（本体価格）を基に計算するレジシステムでは、誤差を生ずる。読者とのトラブル回避のためには、「税込価格」に冊数を乗ずる方法へのシステム変更が

必要となる。従って、変更のための経費問題が課題として残る。

- ② 定価に対する読者の信頼確保のためには、現行の消費税率のなかで、本体価格が 20 円で割切れる価格の設定が望ましい。(5 ページ、財務省資料参照)

4. 新・旧価格表示本の混在と販売

- ① スリップ(定価カード)等による総額表示への移行は、新刊、増刷、常備寄託品の入れ替えなど可能なものから随時実施する。
- ② 法施行時(2004年4月1日)に、特別委員会が店頭ポスター等を作成、店頭に掲示し、読者に案内する。当面、新旧価格本が混在し、総額表示のないものも消費税を上乗せして販売されることになる。

5. 税率変更への対処

今後も、軽減税率又は税率の据え置き等を含めて要望する。

以上

* 「消費税の総額表示への対応について(増補版)」は、社団法人日本書籍出版協会ホームページ(<http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/tax040224.pdf>)に公開されている同文書(2004年2月発表)をそのまま転載するものです。従って ISBN コードの文字表現等に現行と異なる記載があることをおことわりします。

あとがき

日本の出版界が ISBN を導入して 30 年を迎えます。この間書籍出版を取り巻く環境は大きく変化しています。発行される書籍出版物の点数の増加とともに出版企画も多様化して、流通や市場にも多様な変化と広がりがみられます。さらに、出版界の情報処理技術開発への取り組みも急速に進み、それとともに ISBN コードが果たす役割に利用者の信頼も高まり、日本図書コード管理センターに ISBN 出版者記号を登録する出版者数の裾野は拡大しています。

本書『ISBN コード／日本図書コード／書籍 JAN コード利用の手引き 2010 年版』は、ISBN の利用者にとって唯一のガイドブックであると認識しています。既存の出版者にとっては今さらと思われるような内容や関連情報も含まれておりますが、裾野を広げる新規登録出版者の方々からのお問い合わせにも対応できるように配慮いたしました。

2009 年秋、日本図書コード管理センター・マネジメント委員会は、利用者の方々から寄せられることの多い疑問点を整理し、その上で、出版界の環境変化に対応できる明確で適切なガイドラインの作成と手引きの改訂を計画しました。その検討のために、委員会傘下にワーキンググループを設置して、調査・研究を諮問しました。ISBN 基準、日本図書コードの規格や関連する表記、書籍 JAN コードの意義の説明についても原点に戻って見直しを行いました。常に念頭に置いたのは、それぞれのコードが書籍の標準番号としてさまざまな場面で適切に機能して、すべての利用者が正しく活用できるガイドラインを示すということでした。

利用者の疑問には、現時点でお答えできる内容が十分に盛り込まれていると考えております。ISBN を表記することも含めて、本書に記すガイドラインは法令ではありません。出版者記号を登録するすべての利用者が正しく運用することによって、コードの有用性と利便性を共有できる出版界の社会標準です。

ガイドライン策定に尽力いただいたマネジメント委員会およびワーキンググループのメンバーは、出版界の関係 6 団体と関係者ならびに学識経験者で構成されています。常に、それぞれが利用者の視点を忘れることなく検討を行いました。

ISBN コード、日本図書コードさらに書籍 JAN コードを実際に運用・管理することは登録出版者の手に委ねられています。本書のガイドラインを作成した意図と内容をご理解いただきご利用いただけますようお願いいたします。

なお、ご不明の点、ご質問については日本図書コード管理センター（奥付に連絡先を表記）までお問い合わせください。

2010 年 7 月

一般社団法人 日本出版インフラセンター
日本図書コード管理センター
管理委員会 委員長 下中直人

ISBNコード／日本図書コード／書籍JANコード利用の手引き 2010年版 ホームページ版(2019年1月改訂版)

2015年6月18日 初版第1刷発行
2018年4月1日 第2刷発行
2019年1月31日 改訂版第1刷発行

著作・監修 一般社団法人日本出版インフラセンター
日本図書コード管理センター
マネジメント委員会ワーキンググループ

発行所 日本図書コード管理センター
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル
一般社団法人日本出版インフラセンター内
<https://isbn.jpo.or.jp/>
電話 03-3518-9862 Fax 03-6273-7851

© 2010 Japan ISBN Agency 日本図書コード管理センター
ISBN978-4-949999-15-1

- * 本書内に掲載する各種申請費用・頒布料金は、本書の発行年月日現在のものです。将来の消費税率の変動やその他の事情により変更される場合があります。
- * 本書は一般市販をしておりませんが、見本としてコード表記等について市販書籍の体裁を整えています。
- * 本書の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写、記事の転載または引用を希望される場合は、日本図書コード管理センターまでご連絡ください。